

(案)

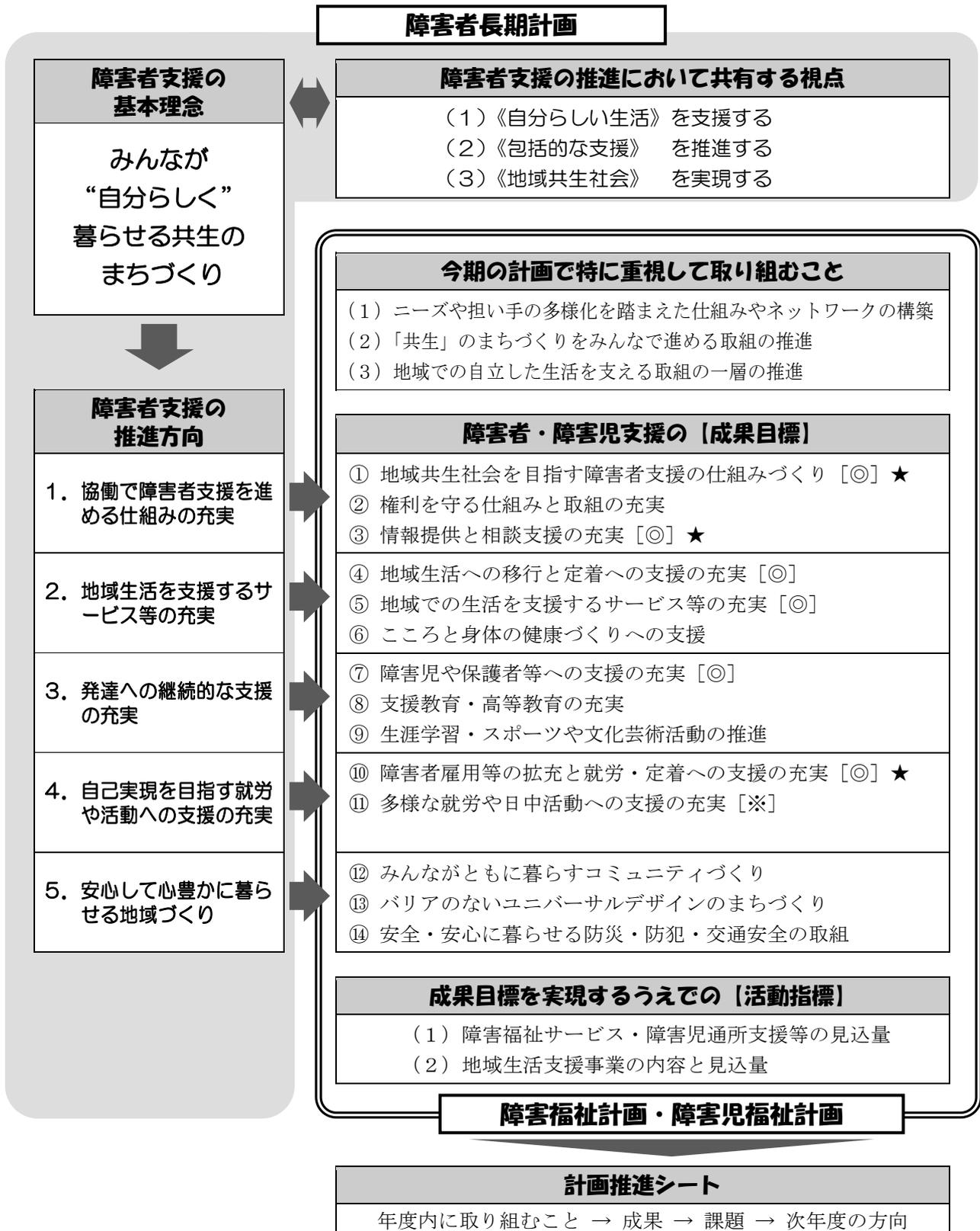
寝屋川市障害者長期計画 (第4次計画)**寝屋川市障害福祉計画 (第7期計画)****寝屋川市障害児福祉計画 (第3期計画)**

(素案)

目 次

計画の策定にあたって	1
1. 計画の策定方針	1
2. 寝屋川の現況	6
障害者長期計画【障害者支援の基本方向】	8
1. 障害者支援の基本理念	8
2. 障害者支援の推進において共有する視点	9
3. 障害者支援の推進方向	10
障害福祉計画・障害児福祉計画【障害者支援の推進方策】	12
1. 障害者支援の推進体系	12
2. 今期の計画で特に重視して取り組むこと	12
3. 障害者・障害児支援の【成果目標】	14
《重点的に取り組む事項》	15
(1) 協働で障害者支援を進める仕組みの充実	16
(2) 地域生活を支援するサービス等の充実	30
(3) 発達への継続的な支援の充実	36
(4) 自己実現を目指す就労や活動への支援の充実	41
(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり	45
《国・府の指針等に基づく数値目標等》	49
4. 成果目標を実現するうえでの【活動指標】	53
(1) 障害福祉サービスの見込量・障害児通所支援等の見込量	53
(2) 地域生活支援事業の内容と見込量	62

寝屋川市障害者長期計画（第4次計画）
寝屋川市障害福祉計画（第7期計画）・障害児福祉計画（第3期計画）の構成



【成果目標】の記号 [◎] 国の基本指針で示された成果目標に関連するもの
[※] 大阪府の基本的な考え方で示された成果目標に関連するもの
(他は、寝屋川市障害者長期計画に基づき市が独自に定めた成果目標)
★ 《重点的に取り組む事項》

計画の策定にあたって

1. 計画の策定方針

(1) 計画の目的

本市では、平成30年3月に障害者支援の基本的な指針である「寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）」及び、ライフステージを通じた障害児支援サービスや障害福祉サービス等を推進する「寝屋川市障害福祉計画（第5期計画）・寝屋川市障害児福祉計画（第1期計画）」を一体的に策定しました。「寝屋川市障害福祉計画・寝屋川市障害児福祉計画」は、令和2年3月にそれぞれ第6期計画・第2期計画に改定し、計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで継続的に改善を進めるPDCIサイクルの考え方に基づいて、市と市民、団体、事業者、関係機関等が協力し、計画的、体系的に事業や活動を推進しています。

この間、障害者権利条約に基づくわが国の取組について、国連障害者権利委員会による審査と勧告が行われたことも踏まえ、地域社会での共生や差別の禁止などを基本原則とした国の障害者基本計画（第5次計画）が策定されました。また、障害者総合支援法等も改正され、多様なニーズに対応した地域生活や就労などへの支援を一層充実するため、ライフステージを通じた取組を推進することが求められています。さらに、障害者差別解消法が改正されて民間の事業者の合理的配慮も義務化されるなど、より幅の広い協働による障害者支援の取組が進んでいきます。

また、社会保障制度改革の方向性として示された「地域共生社会の実現」に向けた取組を通じて制度や分野の壁を超えて多様な主体が連携し、さまざまな障害や難病のある人が安心して暮らせる社会を実現するよう、福祉、医療、住まい、就労、教育、地域での支えあいなどを包括的に進める仕組みづくりと取組が進められています。

あわせて、新型コロナウイルス感染症は、障害などがある人の日常生活や社会参加にも大きな影響を与え、孤立などの問題が一層顕在化しました。こうした経験や課題を踏まえ、災害などの緊急時の支援なども含めた取組を進める必要があります。

本市は、令和3年3月に新たなまちづくりの指針である「第六次寝屋川市総合計画」を策定し、将来像である「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」の実現に向けた訴求力のある施策やくらしの質を高める施策、生活を支える施策を推進しています。また、福祉分野の上位計画である「第4次寝屋川市地域福祉計画」を通じて「地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実」を図るよう、制度や分野を超えた包括的かつ重層的な支援の仕組みづくりを進めています。

こうした状況を踏まえ、総合計画や地域福祉計画等と連携し、まちづくりや福祉の仕組みづくりのさまざまな取組とも連動させて、障害や難病のある人の多様なニーズに応じた支援を進めるよう、新たな障害者長期計画、障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画である「寝屋川市障害者長期計画（第4次計画）及び、障害者総合支援法（第88条）に基づく「寝屋川市障害福祉計画（第7期計画）」、児童福祉法（第33条の20）に基づく「寝屋川市障害児福祉計画（第3期計画）」を一体的に策定するものです。

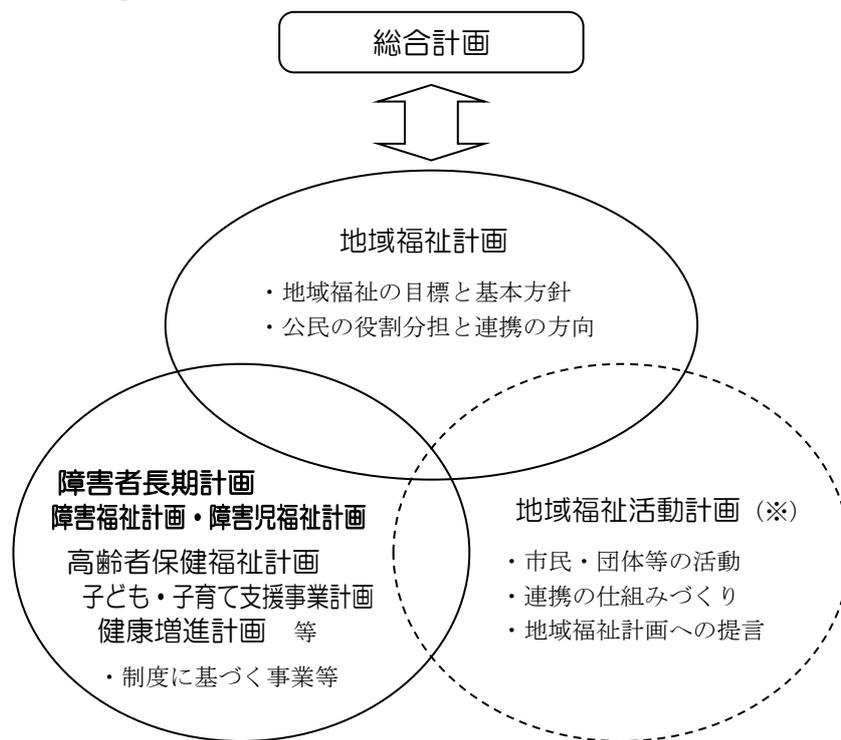
障害者長期計画は、「公」と「民」のさまざまな主体が協働して本市の障害者支援を推進していくうえで共有する、基本的な方向性を示す計画です。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、ライフステージを通じて障害児支援サービスや障害福祉サービス等を推進するための計画です。また、本市では、障害者長期計画を具体的に推進するための取組の目標と推進方策を定める計画としての役割も包含させます。

そして、障害者長期計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定・推進することで、障害のある人の生活を支援するさまざまな取組を計画的、体系的に展開します。

あわせて、上位計画である「寝屋川市総合計画」、「寝屋川市地域福祉計画」や障害者支援に関わる各種の分野別計画等とも連携して、障害のある人の多様なニーズに対応する支援を効果的に推進するとともに、総合計画、地域福祉計画を通じて推進する持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するよう取り組みます。

[計画の位置づけ]



(※) 地域福祉推進機関である社会福祉協議会が呼びかけ役となり、市民・団体・事業者等が取り組む活動を定める計画です。

(3) 計画の期間

障害者長期計画は、障害者支援を取り巻く状況や制度の変化を踏まえつつ、中長期的な視点で方向性を示すよう、障害福祉計画・障害児福祉計画の2期分の6年間（令和6年度から令和11年度）の計画として策定しました。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定しました。

なお、障害者支援に関する制度や社会情勢等に大きな変化があった場合は、適宜、必要な見直しを行うこととします。

[計画の期間]

令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	→
障害者長期計画（第4次計画）						→ 第5次計画へ
障害福祉計画（第7期計画） 障害児福祉計画（第3期計画）		障害福祉計画（第8期計画） 障害児福祉計画（第4期計画）				→ 第9期計画へ → 第5期計画へ

(4) 計画の策定方法

本計画は、障害者支援の当事者や支援者の意見を的確に反映するため、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体、機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者計画等推進委員会」（計画推進委員会）での意見交換を踏まえて策定しました。

また、「寝屋川市地域自立支援協議会」（自立支援協議会）を通じて関係機関や事業者等が把握している障害者支援の課題や意見を集約し、計画の検討に反映しました。

計画に対する市民の意見を広く聴くため、アンケート調査やタウンミーティングを実施し、計画推進委員会での意見交換に反映するとともに、計画素案に対するパブリック・コメントを実施しました。

あわせて、障害者支援に関わる事業を実施する部局などで構成する「庁内連絡会」を通じて、課題の共有や連携して推進していくための協議等を行いました。

(5) 計画の進行管理

本計画は、障害者長期計画で示した基本的な方向性を実現するため、障害福祉計画・障害児福祉計画で定めた成果目標や活動指標を踏まえて年度ごとに作成・更新する「計画推進シート」を活用するとともに、自立支援協議会の各部会で作成する「見える化シート」も通じて、PDCIサイクルによって推進します。

これらの取組は、大阪府や専門機関等とも連携を図りながら、計画推進委員会、自立支援協議会、庁内連絡会等を通じて、障害当事者を含めた市民、団体、事業者と市・関係機関等の多様な主体の参加のもとで協議を行い、各々が役割を分担し、それぞれの強みを活かして協働して、効果的に推進していきます。

【資料4】

[計画の進行管理の考え方]



(6) 感染症対策の取組

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、わが国でも多くの人々が感染し、社会経済活動に大きな影響を与えました。障害のある人にとっても、日常生活や社会参加の自粛をはじめ、就労、福祉、医療等のサービスの利用の制約などのさまざまな問題が生じましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、個人による感染防止対策を行いつつ、さまざまな課題を解消していく必要があります。

こうした状況に鑑み、本計画は、「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえて、感染予防のための対策や検査、医療を的確に提供する体制の確保を図りつつ、だれもが“自分らしく”暮らすための障害者支援を推進することを目指して策定、推進します。

2. 寝屋川市の現況

(1) 寝屋川市の概要

本市は大阪府の東北部にあたる北河内地域の中央部に位置しています。大阪と京都の2つの都市を結ぶ中間点にあり、大阪市域の中心からは15km、京都市域の中心からは35kmと、これらの都心部への通勤やさまざまな都市機能を利用するうえで、利便性の高い立地条件を備えています。

市域の面積は24.70km²で、東西、南北の広がりとともに7km弱のまとまった市域を形成しています。市域の東部は生駒山地からつづく丘陵地であり、市域の西部は淀川に連なる平坦地が広がっています。

昭和26年に市制を施行した当時の人口は31,000人あまりでしたが、国道の整備などに伴う工場や事業所の建設や高度経済成長による大阪都市圏への人口流入の受け皿としての住宅建設などにより、都市化が急速に進展しました。国勢調査による人口の推移をみると、高度経済成長期の昭和35年から昭和50年にかけては15年間で5倍と、急激に増加して25万人を突破しました。その後はほぼ横ばい状態が続き、平成7年の約26万人をピークに減少に転じています。

住民基本台帳で年齢別の人口をみると、0～14歳の年少人口は第3次障害者長期計画がスタートした平成30年4月の28,095人から、令和5年4月は25,107人に減少しています。65歳以上の高齢人口は平成30年が68,023人、令和5年が68,257人と横ばいですが、介護などを要する人が増加する75歳以上の人は32,326人から39,063人に増加しています。

また、国勢調査による世帯数は人口が横ばいとなった昭和55年の83,701世帯から令和2年は101,538世帯に増加しており、1世帯あたりの人数は昭和55年は3.16人、令和2年は2.26人と、少人数の世帯が増えています。

こうした状況のなかで、事務権限の拡大によって市民ニーズに迅速かつ的確に対応したサービスの提供や特色ある施策の実施等により、市民サービスを充実させるよう、平成31年4月に中核市に移行しました。

また、令和3年3月に「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」を将来像とした第六次総合計画を策定し、福祉や暮らしの質を高める施策を確実に実施することを基本としたうえで、市民や新住民に選ばれるまちを目指した施策を推進しています。

(2) 障害者数等の状況

第3次障害者長期計画がスタートした平成30年と令和5年を比較すると、身体障害者手帳を所持している人は9,290人から9,043人(0.97倍)と減少し、療育手帳を所持している知的障害の人は2,441人から2,983人(1.22倍)、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は2,372人から2,788人(1.18倍)と増加しています。なお、障害者手帳を取得していない人や難病のある方も障害福祉サービスの対象であり、特定医療(指定難病)等受給者証を所持している人は、令和5年3月31日現在で2,055人です。

【資料4】

身体障害者手帳所持者数 [各年4月1日現在]

(人)

【障害別】	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	合計
平成30年	532	954	91	5,071	2,642	9,290
令和元年	507	964	100	4,992	2,656	9,219
令和2年	513	956	96	4,898	2,676	9,139
令和3年	513	962	98	4,879	2,737	9,189
令和4年	519	963	102	4,800	2,730	9,114
令和5年	520	943	91	4,761	2,728	9,043

【等級別】	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成30年	2,770	1,393	1,483	2,338	660	646	9,290
令和元年	2,710	1,360	1,492	2,290	685	682	9,219
令和2年	2,719	1,339	1,463	2,209	718	691	9,139
令和3年	2,746	1,319	1,471	2,206	747	700	9,189
令和4年	2,719	1,283	1,447	2,179	773	713	9,114
令和5年	2,690	1,264	1,413	2,168	803	705	9,043

療育手帳所持者数 [各年4月1日現在]

(人)

	A	B1	B2	合計
平成30年	1,055	485	901	2,441
令和元年	1,093	491	953	2,537
令和2年	1,132	508	1,032	2,672
令和3年	1,155	537	1,090	2,782
令和4年	1,177	541	1,145	2,863
令和5年	1,207	559	1,217	2,983

精神障害者保健福祉手帳所持者数 [各年4月1日現在] (人)

	1級	2級	3級	合計
平成30年	181	1,637	554	2,372
令和元年	162	1,461	613	2,236
令和2年	158	1,501	726	2,385
令和3年	158	1,490	726	2,374
令和4年	168	1,554	837	2,559
令和5年	182	1,695	911	2,788

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するための障害支援区分の認定者数は、令和5年3月31日現在で1,819人と、平成30年3月31日の1,555人から約1.17倍に増加しています。

障害支援区分認定者数 [各年3月31日現在]

(人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
平成30年	12	196	380	318	227	422	1,555
令和元年	14	246	371	338	217	411	1,597
令和2年	17	286	393	314	226	395	1,631
令和3年	28	326	402	311	228	380	1,675
令和4年	28	391	398	346	222	365	1,750
令和5年	20	433	398	366	240	362	1,819

障害者長期計画【障害者支援の基本方向】

1. 障害者支援の基本理念

みんなが“自分らしく”暮らせる共生のまちづくり

本市は、障害者支援の基本的な考え方であるノーマライゼーションの理念に基づき、障害のあるなしにかかわらず、だれもが“自分らしく”暮らせるまちづくりを進めるなかで、お互いに理解し、共感しあって、一人ひとりの障害に柔軟かつ的確に対応できる支援の仕組みづくりと取組を市と市民、団体、事業者、関係機関等が協働して進めています。

障害者支援での“自分らしく”とは、一人ひとりの自ら望む生活の実現を目指した営みが、障害があることによって阻害されることなく、一人の市民として育ち、学び、働き、遊びながら、地域のなかで暮らせることだと考えています。そのためには、多様化、複雑化する障害のある人のニーズに的確に対応するため、法律や制度に基づいて行う「公」の支援を土台とし、多様なニーズに柔軟かつきめ細かく対応できる「民」の活動やサービスが、さらに効果的に連携していくことが求められます。

わが国の社会保障は「地域共生社会」の実現を目指しています。これは、制度や分野の縦割りや支え手・受け手という一方的な関係を超えて地域の多様な主体が参加し、人と人、人と資源がつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を実現するものです。この地域共生社会を障害者支援が目指す「共生社会」づくりと連動させて推進することで、お互いの人権や尊厳を一層大切にしたい取組をより多くの人や組織の協働のもとで進めることができます。

障害者支援に関する法律や制度も地域共生社会の実現を目指し、地域での生活や就労、社会参加への支援やともに学ぶ教育、差別の解消を推進するよう改正されました。また、本市では、障害者支援に関する機関、団体、事業者等が参加した自立支援協議会などを通じて、分野を超えた支援者や当事者が協働するためのネットワークを広げ、課題を共有し、協働して解決するよう取り組んでいます。

このような蓄積を活かすとともに、地域共生社会の視点も含めてさらに広がりのある取組にしていくことで、障害のある人の多様なニーズに対応できる支援を展開し、障害がある人もない人も、安心して心豊かに“自分らしく”暮らし、支えあえる「共生」のまちづくりを進めていきます。

2. 障害者支援の推進において共有する視点

「障害者支援の基本理念」を実現するためのさまざまな取組は、これまでの計画を継承した次の3点を「共通して大切にする視点」として推進します。

(1) 《自分らしい生活》を支援する

障害の有無や種別、程度などの違いにかかわらず、一人の市民として《自分らしい生活》ができるように、だれもがどのように暮らしたいかを自分で選択し、決定できることを障害者支援の基本としてすべての取組を推進します。そのために、選択のための情報や経験の機会の提供、理解への補助などの必要な支援を本人の意思を尊重しながら行います。

そして、選択した生活を実現できるように支援するサービスや環境などを新たな手法なども活用して開発しながら提供するとともに、本人の思いに沿った《自分らしい生活》を支える質の高い支援とするよう、継続的に取り組みます。

あわせて、《自分らしい生活》を阻害する差別や虐待をなくすよう、予防や解決に向けて取り組みます。

(2) 《包括的な支援》を推進する

乳幼児期から学齢期、青年期、壮年期、高齢期へと、ライフステージを通じて《自分らしい生活》を送れるように一人ひとりの状況や環境を踏まえながら、切れ目なくカバーする《包括的な支援》を推進します。

そのために、保健、医療、福祉、教育、雇用、住まい、まちづくりなどのさまざまな分野の取組を連携させて、制度の枠を超え、生活全体のニーズを見通す狭間のない支援を目指します。

また、市や関係機関などの「公」と市民、団体、事業者などの「民」の多様な主体が、それぞれの“強み”を活かして役割を分担しながら協働していくことで、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を効果的に進めます。

(3) 《地域共生社会》を実現する

だれもが安心して心豊かに暮らせる地域は、一人ひとりの《自分らしい生活》とそれを支える《包括的な支援》を進めるうえでの基盤となるものです。

そのために、地域のさまざまな人々が理解しあい、お互いに認めあって、それぞれが“できること・したいこと”で支えあうことを通じて《地域共生社会》を実現していくよう、地域福祉の取組と連動させながら、多様な障害がある人が参加し、共生できる地域づくりを目指します。

また、安心して生活や社会参加ができる環境としてのバリアのないまちづくりを差別解消のための合理的配慮などとも関連づけながら、都市施設や建築物の整備、情報伝達やコミュニケーションの充実などのさまざまな取組と連動させて推進します。

3. 障害者支援の推進方向

「障害者支援の基本理念」を効果的に実現するため、計画的な取組を進めるための体系として次の5つの推進方向を定めました。この推進方向に沿って、市と市民、団体、事業者、関係機関等が協働し、各種の事業や活動を進めていきます。

(1) 協働で障害者支援を進める仕組みの充実

社会の変化や高齢化の進行などにより、障害者支援のニーズが多様化、複雑化してきました。それらに的確に対応するため、連携や協働が求められる分野が拡大し、法律や制度も変化しています。本市でも地域福祉計画に基づき、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めており、分野や制度、支え手と受け手の枠を超えて、地域のさまざまな主体が参画していくことが求められています。

本市では、市と市民、団体、事業者、関係機関等が連携して障害者支援を推進するよう、さまざまな仕組みやネットワークがつくられてきました。それらの蓄積を活かし、ニーズや担い手の多様化に対応した仕組みにブラッシュアップします。

また、そのなかで、「共生社会」の基盤となる相互理解を通じた障害のある人への差別の解消、後見的支援などの権利擁護やさまざまな支援の入口となる情報提供や相談支援についても重要な仕組みとして充実するよう、関連する分野などとも連携し、協議を重ねながら取り組みます。

(2) 地域生活を支援するサービス等の充実

障害や難病があっても、自らの意思で選択して“自分らしい”自立した生活を送れるように支えることが、障害者支援の基本です。福祉施設や医療機関から地域での生活への移行や家族等から独立して暮らすことを希望する人、また、いわゆる“親なき後”の暮らしなどの住まいの確保、日常の生活や社会参加、緊急時にも対応できる支援などを多様な資源を活かして連携して効果的に進めるよう、それぞれのサービスや活動などを充実するとともに、一層多様化するニーズに対応するよう、関連する分野の取組とも連携し、自立を支える質の高い包括的な支援ができる体制を充実します。

また、生活の基盤であるところと身体の健康を保持、増進するため、二次障害の予防なども含め、障害の特性などにも配慮して健康づくりに主体的に取り組むよう支援するとともに、日常の医療や障害、難病等の医療、リハビリテーション等が適切に利用できる体制の充実を図ります。

(3) 発達への継続的な支援の充実

乳幼児期から学齢期、高校生年代、成人期へとつながる継続的な発達への支援を充実するには、分野や制度の枠を超えた連携を一層強化することが重要です。すべての子どもの健やかな成長を支援する子ども・子育て支援の取組が広がるなかで、重度の障害がある子どもや医療的なケアを必要とする子どもなど、障害児の支援のニーズが多様化、

複雑化していることに対応するとともに、地域のなかでともに過ごし、学び、遊ぶことなどを通じて育ちあうよう、インクルージョン（包容）の取組を一層推進していくことが求められます。

子どもや保護者のニーズを早期に的確に把握し、必要な支援が効果的にできるよう、本市で構築してきた療育や教育の仕組みを基盤として、インクルージョンの視点を重視した取組や環境の整備を推進するとともに、「公」と「民」の担い手の広がりを活かしてさらに効果的で質の高い支援ができるよう、保健、医療、福祉や教育などの分野が一層連携した制度や年齢の区分などの切れ目のない取組を推進します。

また、生涯を通じた発達や成長を支援するとともに、学習やスポーツ、文化芸術活動などを通じて、楽しみやつながりのある豊かな生活を送ることができるよう、多様な障害への適切な配慮や参加を進めるための支援を充実します。

（4）自己実現を目指す就労や活動への支援の充実

就労には生計の維持、社会での役割の遂行やそれらを通じた自らの能力の発揮による自己実現などの多様な目的があり、「障害のある人もない人もともに働く」ことを基本とし、一人ひとりのニーズに応じて、就労や社会での活動ができる社会にしていくことが求められます。

在宅就労なども活用しながら、企業等での一般就労を一層拡充するよう、「障害者が働くこと」についての理解と支援を広げるとともに、多様なニーズに対応し、自己実現に向けた支援を行う福祉的就労や就労に向けた支援を含めた中間的就労、社会につながる多様な活動の場などの充実を図るよう、取組を推進します。また、福祉的就労から一般就労への移行をスムーズに進めることや再チャレンジを促進するように事業の連動性を高めたり、就労を継続するうえでの生活面の支援を効果的に進めるなど、就労と福祉の連携を一層強化します。

（5）安心して心豊かに暮らせる地域づくり

地域のなかで“自分らしい”生活を送るためには、だれもが安心して心豊かに暮らせるように、まちのさまざまな環境を整えていくことが必要です。

共生のまちづくりを目指して障害への理解を広げるなかで、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いを尊重しながら、交流し、支えあうコミュニティを広げていくよう、地域共生社会づくりの取組とも連動させて推進します。

また、日常生活や社会参加に必要となる、快適で便利に利用や移動ができる生活環境づくり、情報へのアクセスや意思疎通への支援など、バリアのないまちづくりをだれもが利用しやすいユニバーサルデザインの視点で進めるとともに、安全・安心に暮らすための防災、防犯、交通安全などの取組を障害のある人のニーズも踏まえて推進するなど、共生を実現するまちづくりの取組を推進します。

障害福祉計画・障害児福祉計画【障害者支援の推進方策】

国・府の指針等を踏まえるとともに、障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」での【取組の方向と目標】の実現に向けて、計画期間である令和6～令和8年度に取り組むことを次のように定めます。

1. 障害者支援の推進体系

障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」を踏まえ、以下の体系で取組を推進します。

- (1) 協働で障害者支援を進める仕組みの充実
- (2) 地域生活を支援するサービス等の充実
- (3) 発達への継続的な支援の充実
- (4) 自己実現を目指す就労や活動への支援の充実
- (5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

2. 今期の計画で特に重視して取り組むこと

本計画では、「障害者支援の推進体系」に沿ってさまざまな取組を推進していきますが、寝屋川市障害福祉計画（第7期計画）・障害児福祉計画（第3期計画）の計画期間である令和6～令和8年度の3年間は、特に次の3つの取組を重視し、関連するさまざまな取組を通じて推進します。

(1) ニーズや担い手の多様化を踏まえた仕組みやネットワークの構築

本市では、従前から取り組んできた障害者支援の仕組みやネットワークを活かし、参加する機関等のボトムアップで自立支援協議会などを通じて連携を図りながら、さまざまな事業や活動を推進しています。一方、障害者支援のニーズが多様化、複雑化し、支援の担い手も広がるなかで、法律や制度も変化しています。また、社会保障制度改革の方向性として制度や分野の枠を超えた「地域共生社会」の実現も目指されており、現在の仕組みやネットワークについても、状況に応じて一層効果的な展開を図れるものにするための見直しの必要性が高まってきました。

障害者総合支援法の改正により、自立支援協議会の役割・機能が拡充されるとともに、これまでも相談支援、障害児支援、就労支援のネットワークの推進役を担ってきた基幹相談支援センター、児童発達支援センター、就業・生活支援センターの中核的な機能が

一層重視される方向が示されていることを踏まえ、市や関係機関、協働する事業者等で協議しながら、これからの障害者支援の基盤となる、新たな仕組みやネットワークを構築していきます。

(2) 「共生」のまちづくりをみんなで進める取組の推進

障害者支援は、障害の有無にかかわらず、だれもが共生できる社会の実現を目指し、障害のある人の自立と社会参加を支えることを目標として推進しています。

平成18年の国連総会で採択された「障害者権利条約」を踏まえて、わが国でもさまざまな法律の整備、制度の見直しや地域での取組が進められており、令和5年に策定された国の第5次障害者基本計画では、インクルージョンを推進する観点から障害のある人の主体的な参加や自己決定を支援するなど、条約の理念を尊重することが1つめの横断的視点として掲げられています。また、障害者差別解消法も改正され、民間の事業者にも合理的配慮が義務づけられるなど、具体的な取組も広がっています。あわせて、平成27年の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「誰一人取り残さない」取組にするためにすべての人が参加したパートナーシップを通じて推進することとされており、本市でも総合計画や地域福祉計画に位置づけて、市民、団体、事業者等と連携して推進しています。

こうした状況も踏まえて、障害のある人もない人も相互に理解しあい、差別や権利侵害がない「共生」のまちづくりを一層進める取組を、積極的に推進します。

(3) 地域での自立した生活を支える取組の一層の推進

人口の高齢化に伴い、高齢期の障害者や家族などへの支援の必要性が高まっており、いわゆる“親なき後”の支援も一層大きな課題になっています。“親なき後”の生活については、住まいの確保や日常生活の支援、緊急時の対応、権利擁護の支援、地域とのつながりづくりなど、さまざまな面での不安があり、また、備えを進めるために必要な情報や相談先が得にくいことが、取組を難しくしています。

これらは、福祉施設や医療機関から地域での生活に移行することや親元などから独立して地域で生活することを希望する人などにも共通する課題であり、“親なき後”への支援を含め、障害や難病のある人が自らの意思で選択して“自分らしい”自立した生活が送れるように、地域のさまざまな資源を活用して生活を支える仕組みづくりとその具体的な取組を推進します。

3. 障害者・障害児支援の【成果目標】

本市では、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に関する国・府の指針等で示されている事項に加え、障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」に基づく取組を推進するため次の【成果目標】を設定し、市と市民、団体、事業者、関係機関等が協働し、体系的な取組を展開します。

【推進方向】	【成果目標】
(1) 協働で障害者支援を進める仕組みの充実	① 地域共生社会を目指す障害者支援の仕組みづくり [◎] ★ ② 権利を守る仕組みと取組の充実 ③ 情報提供と相談支援の充実 [◎] ★
(2) 地域生活を支援するサービス等の充実	④ 地域生活への移行と定着への支援の充実 [◎] ⑤ 地域での生活を支援するサービス等の充実 [◎] ⑥ こころと身体健康づくりへの支援
(3) 発達への継続的な支援の充実	⑦ 障害児や保護者等への支援の充実 [◎] ⑧ 支援教育・高等教育の充実 ⑨ 生涯学習・スポーツや文化芸術活動の推進
(4) 自己実現を目指す就労や活動への支援の充実	⑩ 障害者雇用等の拡充と就労・定着への支援の充実 [◎] ★ ⑪ 多様な就労や日中活動への支援の充実 [※]
(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり	⑫ みんながともに暮らすコミュニティづくり ⑬ バリアのないユニバーサルデザインのまちづくり ⑭ 安全・安心に暮らせる防災・防犯・交通安全の取組

[◎] 国の基本指針で示された成果目標に関連するもの

[※] 大阪府の基本的な考え方で示された成果目標に関連するもの
(他は、寝屋川市障害者長期計画に基づき市が独自に定めた成果目標)

★ 《重点的に取り組む事項》

《重点的に取り組む事項》

【成果目標】に基づく取組を計画的、体系的に推進するうえで、「今期の計画で特に重視して取り組むこと」も踏まえて、次の項目を特に重点的に取り組む事項と定め、「先導的な取組」を中心として、推進していきます。

【成果目標 ①】地域共生社会を目指す障害者支援の仕組みづくり

《先導的な取組》

- ・ 自立支援協議会の組織や機能の充実
- ・ 相談支援ネットワークとの連動
- ・ 三層構造の相談支援ネットワークの構築

【成果目標 ③】情報提供と相談支援の充実

《先導的な取組》

- ・ 多様な媒体での情報発信
- ・ 障害者支援の情報発信の取組
- ・ 多様な情報につながる仕組み

【成果目標 ⑩】障害者雇用等の拡充と就労・定着への支援の充実

《先導的な取組》

- ・ 企業等への働きかけの強化
- ・ 多様な情報の提供
- ・ 合理的配慮への支援

(1) 協働で障害者支援を進める仕組みの充実

【推進方向】（障害者長期計画）

社会の変化や高齢化の進行などにより、障害者支援のニーズが多様化、複雑化してきました。それらに的確に対応するため、連携や協働が求められる分野が拡大し、法律や制度も変化しています。本市でも地域福祉計画に基づき、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めており、分野や制度、支え手と受け手の枠を超えて、地域のさまざまな主体が参画していくことが求められています。

本市では、市と市民、団体、事業者、関係機関等が連携して障害者支援を推進するよう、さまざまな仕組みやネットワークがつくられてきました。それらの蓄積を活かし、ニーズや担い手の多様化に対応した仕組みにブラッシュアップします。

また、そのなかで、「共生社会」の基盤となる相互理解を通じた障害のある人への差別の解消、後見的支援などの権利擁護やさまざまな支援の入口となる情報提供や相談支援についても重要な仕組みとして充実するよう、関連する分野などとも連携し、協議を重ねながら取り組みます。

【成果目標】

【成果目標 ①】 地域共生社会を目指す障害者支援の仕組みづくり
--

<p style="text-align: right;">《★ 重点的に取り組む事項》</p>
--

【自立支援協議会の活動を推進します】

● 自立支援協議会の機能と組織の充実

（自立支援協議会の組織や機能の充実）《★ 先導的な取組》

- ・法律や制度に基づく役割の拡大なども踏まえ、公・民の協働と役割分担を一層進めながら、課題に応じた協議を主体的に行っていくよう、自立支援協議会の全体会、部会、各会議などの組織や機能の見直し、実施方法、情報発信などの充実を推進

（相談支援ネットワークとの連動）《★ 先導的な取組》

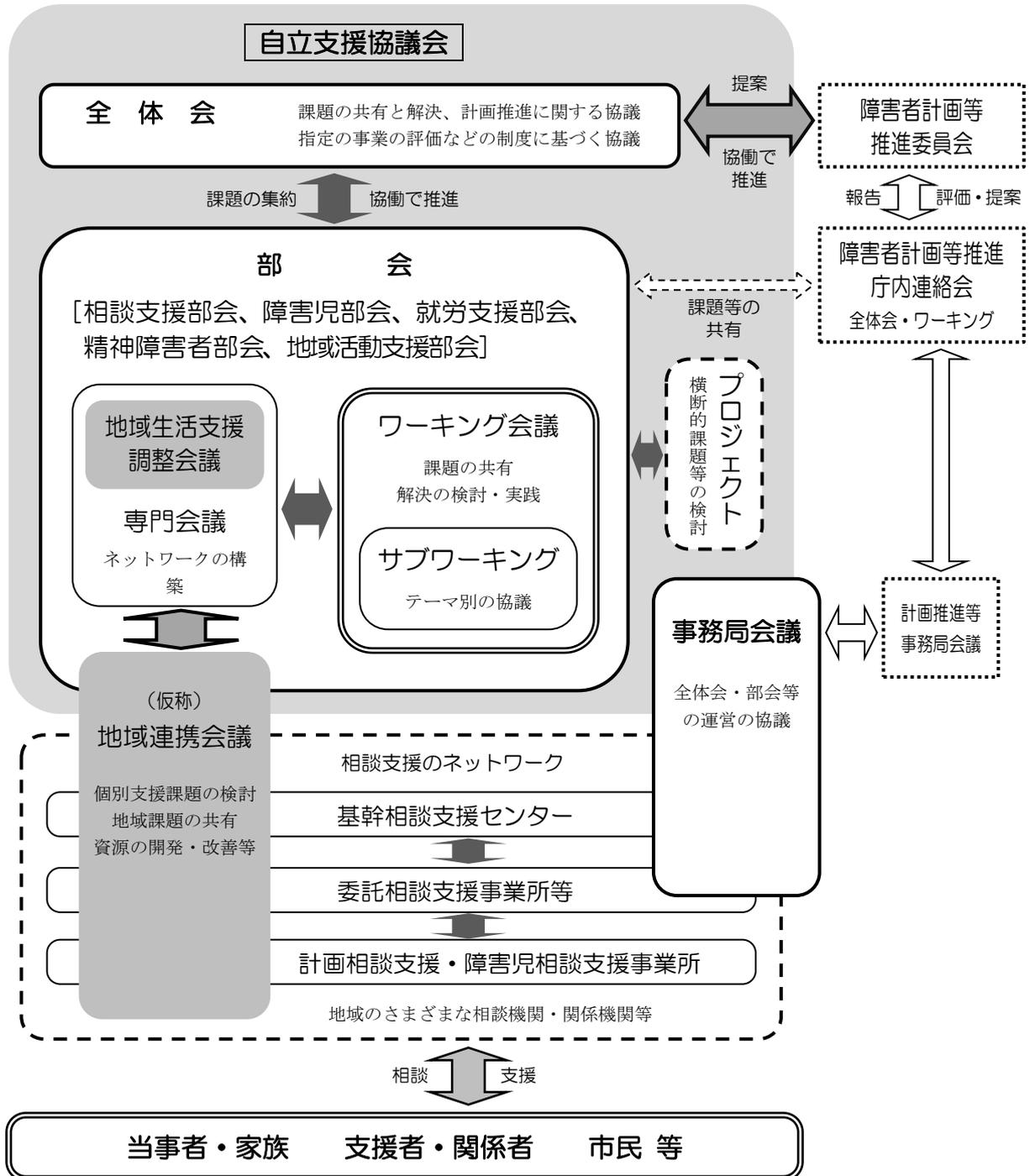
- ・先導的な取組で掲げる相談ネットワークを一層充実させるため、自立支援協議会を通じ、関連する機関や団体、事業所にも呼びかけながら連携の仕組みづくりや各分野のニーズに対応する取組を推進

（横断的な協議・対応を進める取組）

- ・障害者支援のニーズや課題が多様化、複合化し、分野を超えた対応が求められていることを踏まえ、部会の枠を超えて横断的に協議、対応していく取組や個別支援課題の検討を通じて地域課題の共有などをすすめる「(仮称) 地域連携会議」を推進するとともに、地域福祉計画に基づいて推進する重層的支援体制整備事業(※)との連携も検討

(※) 複雑化・複合化したニーズへの包括的な支援体制を構築するため、相談支援、社会への参加の支援、地域づくりの支援を一体的に実施する事業

【自立支援協議会の推進方向】



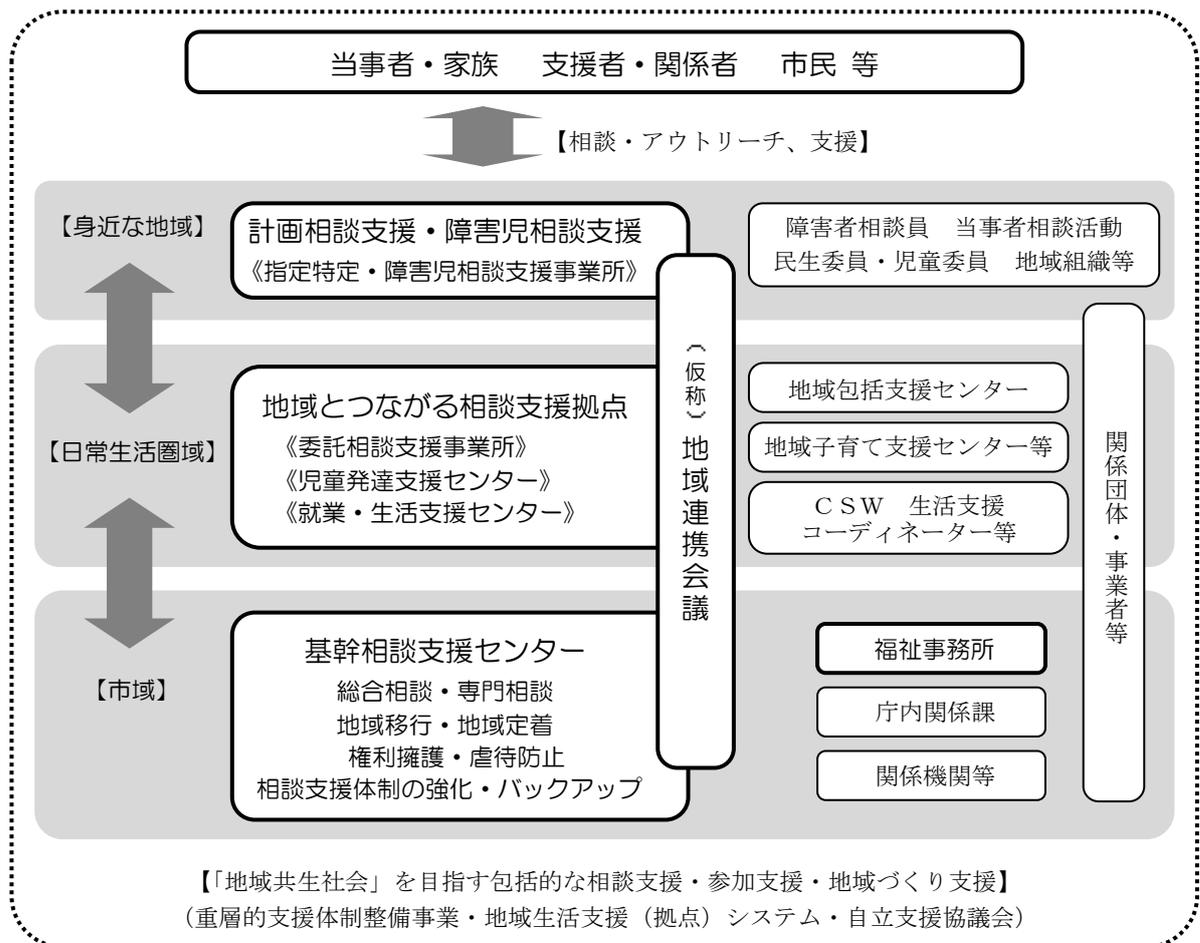
【相談支援のネットワークを充実します】

● 相談支援ネットワークの充実

(三層構造の相談支援ネットワークの構築) 《★ 先導的な取組》

- ・ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所等、計画相談支援・障害児相談支援事業所が各々の機能や体制を充実しつつ、連携して効果的な相談支援を進めるよう、三層構造を意識した相談支援ネットワークを充実

【相談支援ネットワークの推進方向】



(制度や分野を超えて対応する仕組みの構築)

- ・ 相談支援ネットワークを地域福祉計画に基づいて推進する重層的支援体制整備事業での包括的な相談支援体制の構築とも連動させ、制度や分野を超えて相談を受け止め、適切な支援につなぐ仕組みを構築

(情報共有の仕組みづくり)

- ・ 支援に関する情報や地域の多様な資源などの情報を共有し、効果的な相談支援を行うため、ICTの活用などを含む仕組みづくりを検討

(困難ケースの検討を通じた支援の仕組みづくり)

- ・ 自立支援協議会で「(仮称) 地域連携会議」を実施し、8050問題等をはじめとする、複合的なニーズがある困難ケースの検討等を通じて、地域の関係者等の連携による

支援の仕組みづくりを推進

● 地域生活支援調整会議を通じた連携の推進

(ライフステージを通じた連携)

- ・ 自立支援協議会の地域生活支援調整会議を通じて、ライフステージを通じた相談支援機関等の情報共有と連携を推進

(区切りの時期の支援)

- ・ 生活の変化や制度の切り替えなども踏まえた継続的な支援を行うため、進学・卒業、就労や地域移行などの“区切り”の時期の相談支援と、適切な引き継ぎを推進

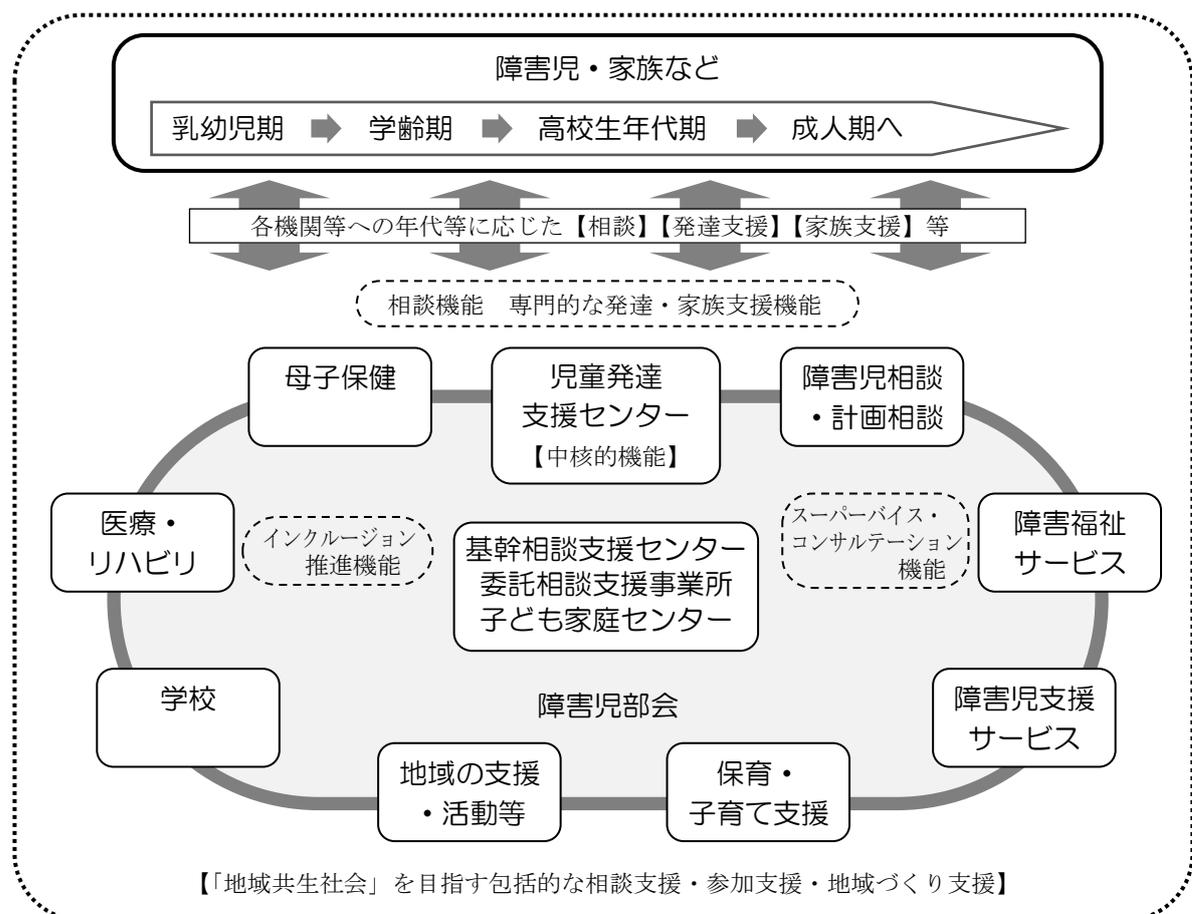
【継続的な発達支援のネットワークを充実します】

● 障害児支援ネットワークの充実

(中核的機能を活かした障害児支援ネットワークづくり)

- ・ 児童発達支援センターの中核的機能を活かし、自立支援協議会の障害児部会を通じて公・民の多様な機関が連携、協働する、障害児支援のネットワークを拡充

【障害児支援ネットワークの推進方向】



(障害児関係機関協議会を通じた取組)

- ・ 障害児関係機関協議会（通称：五者協）を通じて、公的機関の情報共有と連携によ

る継続性のある支援を推進するとともに、自立支援協議会の障害児部会との連携による公民協働の取組を強化

（継続的な発達支援の仕組みづくり）

- ・ 出生時、乳幼児期、学齢期、高校生年代から成人期につながる継続的な発達支援を推進するため、自立支援協議会の地域生活支援調整会議等を通じて情報共有を行いながら、連携して支援する仕組みづくりを検討

（医療的ケア児への支援）

- ・ 医療的ケア児への支援を関係機関等が連携して包括的に進めるよう、自立支援協議会の医療的ケア児支援検討会等を通じた取組を推進

（障害児入所施設の年齢超過児への支援）

- ・ 障害児入所施設の年齢超過児への支援を大阪府等と連携して推進

● 連携のための情報共有の充実

（支援の多様化を踏まえた情報共有の仕組みづくり）

- ・ 障害児支援の経路が多様化していることを踏まえ、適切な支援を継続的に行ううえで必要な情報が関係機関などで共有できる仕組みづくりを検討

（教育支援計画等の活用）

- ・ 個別の教育支援計画・指導計画を乳幼児期から成人期への継続的な支援に活用するよう、方策を検討

（サポート手帳の活用）

- ・ 保護者や障害児の思いを記録するとともに、情報を的確に伝達、共有するツールとして、サポート手帳の一層の普及と効果的な活用を推進

● 子ども・子育て支援と連動した障害児のインクルージョンの推進

（情報発信や取組への支援）

- ・ すべての子どもが地域のなかでともに過ごし、学ぶことを通じて成長するよう、インクルージョンの取組をあらゆる場面で進めるための情報発信や支援を児童発達支援センターの専門性を活かしながら、関係機関等が連携して推進

（子ども・子育て支援と統合した支援）

- ・ 子ども・子育て支援事業計画を通じた、すべての子どもと子育て家庭への支援と統合させて、子ども・子育て支援と一体性のある、障害児や家庭のニーズを踏まえた支援を推進

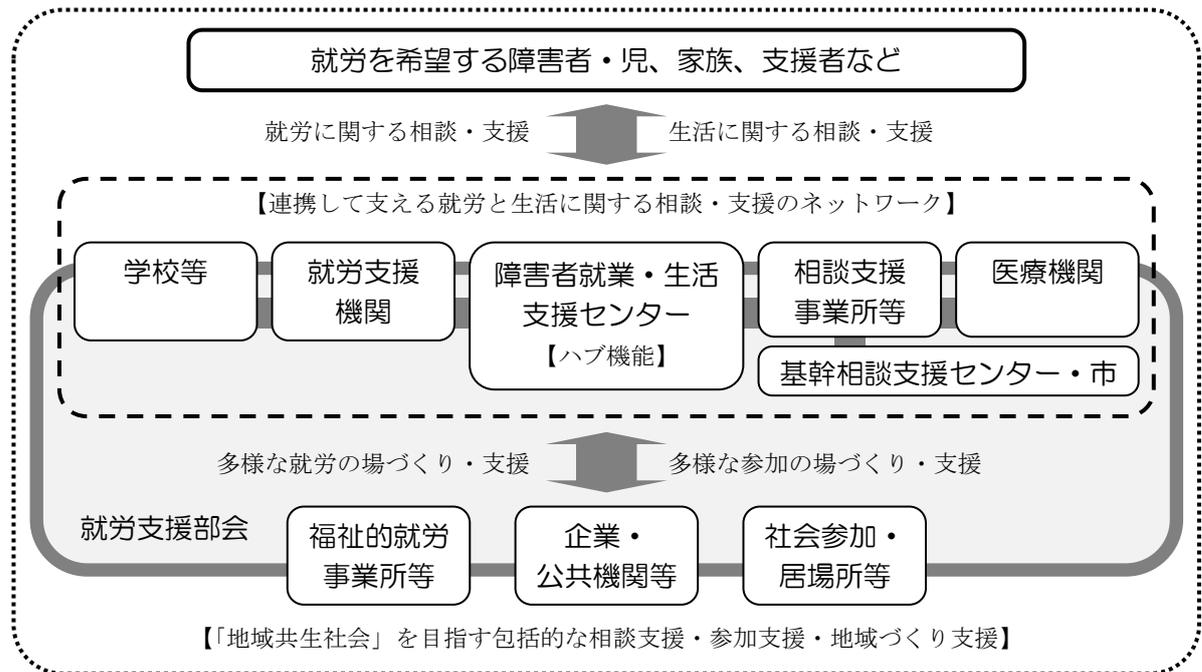
【就労支援ネットワークを充実します】

● 就労支援ネットワークの充実

（ハブ機能を活かした就労支援ネットワークづくり）

- ・ 障害者就業・生活支援センターのハブ機能を活かし、自立支援協議会の就労支援部会を通じて、就労と福祉を中心に教育や医療などの関連する分野の機関等が分野間の理解を相互に深め、連携して一体的な支援を進めるネットワークを充実

【就労支援ネットワークの推進方向】



（就業・生活支援センターの機能と役割の強化）

- ・ 障害者就業・生活支援センターが就労に関する相談等の入口の機能を高めつつ、就労支援のハブ機能を発揮し、関係機関等の連絡調整や就労支援の専門機関等とも連携してスーパービジョンなどを行う役割を強化できるように、就労支援のネットワークでの位置づけや役割分担などの整理について検討

【地域包括ケアを推進します】

● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

（「にも包括」による取組）

- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（通称：「にも包括」（※））による予防、生活や医療の支援、地域づくりなどを「地域共生社会」の実現を目指す取組や高齢分野の地域包括ケアシステムなどとも連動させながら、自立支援協議会の精神障害者部会等を通じて関係機関等がニーズや課題等を共有し、大阪府等とも連携して推進

（※）精神障害の有無や程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労や社会参加、地域の助けあい、障害への理解を広げるための教育などを包括的に確保するシステム

【地域生活支援（拠点）システムを充実します】

● 地域生活支援（拠点）システムの面的整備の推進

（関係機関等の連携による面的整備）

- ・ “親なき後” の生活も含め、地域で自立して生活するうえでの緊急時への備えや対

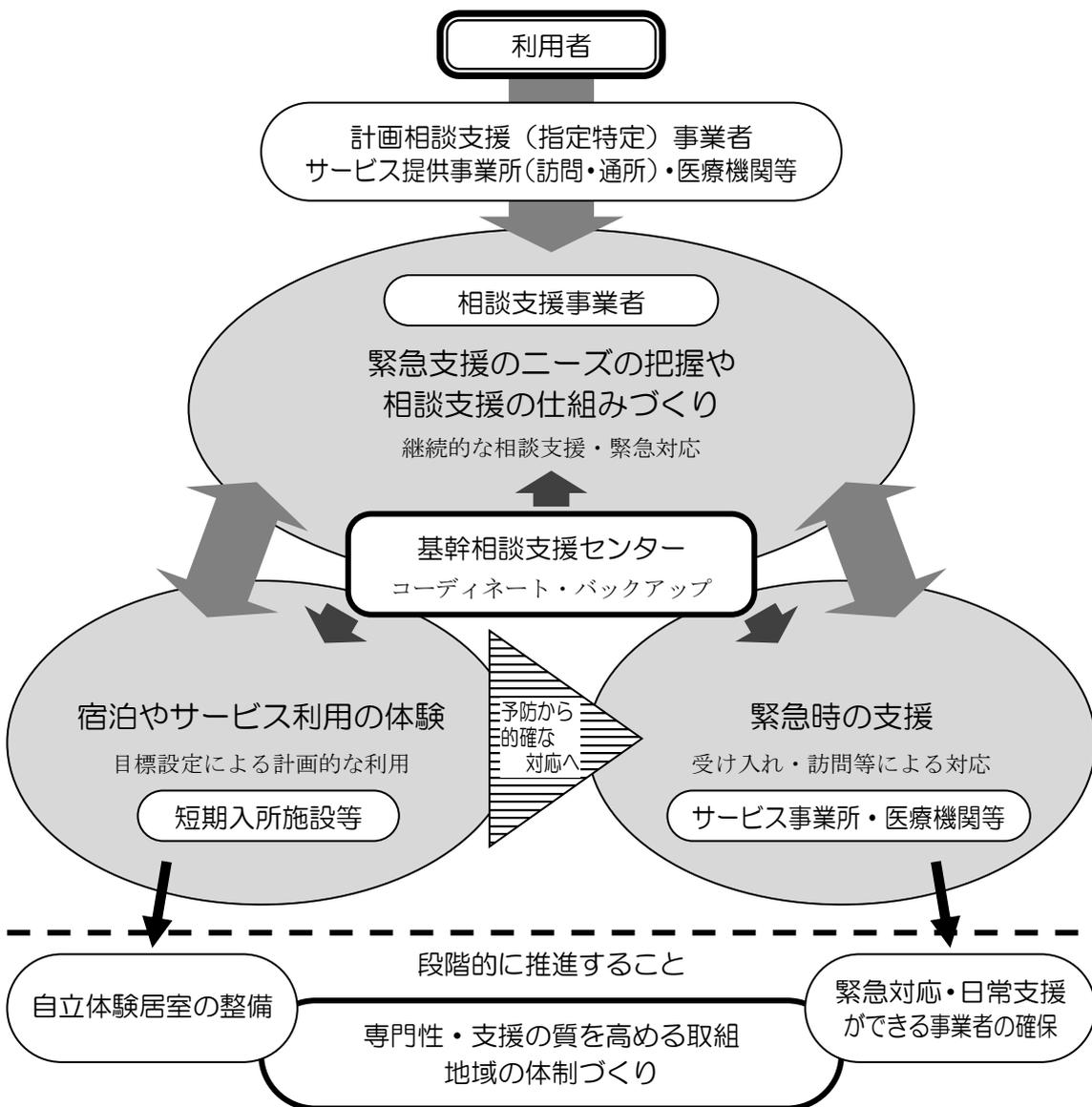
応を的確に行う仕組みを充実するよう、地域生活支援（拠点）システムに基づく支援と体制について、基幹相談支援センターがコーディネートとバックアップの機能を担い、地域の関係機関や事業所等の連携による面的整備の手法で推進

● 緊急時の対応を進める取組の充実

（緊急事態の予防と連絡・支援の仕組みづくり）

- ・ 緊急時に的確に対応できるように、地域定着支援を活用して緊急事態の予防や常時の連絡・支援体制の確保を図るとともに、体験宿泊の取組や緊急時の受入体制と連携して支援する仕組みづくりなどを推進

【面的整備による地域生活支援（拠点）システムの推進方向】



【障害者支援の担い手を増やすよう取り組みます】

● 障害福祉サービス等の人材の確保

(福祉サービス等の担い手の確保に向けた取組)

- ・ 障害者を支援するサービス等の担い手を確保するため、一層やりがいと魅力のある仕事にするよう就業環境の充実と業務の効率化や生産性の改善、福祉の仕事への理解を広げる取組などを地域福祉計画等と連動して推進

● 地域での活動の支え手づくり

(多様な支え手づくり)

- ・ 当事者の参加も含め、地域での支えあいなどの活動を進める多様な支え手づくりを地域福祉計画等と連動して推進

【サービスや活動の質を高めます】

● 担い手のスキルアップの推進

(意識やスキルを高める研修)

- ・ 自立を支える質の高い支援を行うため、市職員、福祉サービスの事業者や従事者、保健・医療、教育、就労など障害者支援に関する多様な分野に関わる人々、障害者を支える地域福祉活動の支え手などが、障害への理解を深め、意識やスキルを高める研修やイベント等を自立支援協議会のネットワーク等も活用して推進

(事業者連絡会の取組)

- ・ 支援の質を高めるための事業者連絡会での情報交換や研修等を充実するとともに、連絡会の設置や運営への支援を推進

(専門的な支援のための研修等)

- ・ 強度行動障害、高次脳機能障害の人など、専門的な知識やスキルが求められる支援を充実するための研修等を充実

● 多職種連携の推進

(多職種によるチーム支援の取組)

- ・ 多様なニーズに効果的に対応する支援を進めるため、多様な支援者が連携し、各々の役割を理解しながらチームで支援する取組を自立支援協議会等を通じて推進

● 事故防止の取組の推進

(事故の防止と適切な対応)

- ・ 障害福祉サービス等の提供での事故などを防止するよう、担い手の意識やスキルを高めるとともに、リスクマネジメントの視点での業務の分析や見直し、万が一、事故が起きたときに適切な対応するための方針の作成などを推進

● サービス評価や情報公開の推進

(サービス評価等の取組)

- ・ サービスの質を高めるため、自己評価、利用者評価、第三者評価や利用者の意見の

反映、オンブズパーソン制度などを活用した、課題の把握と改善を推進
(情報公開と利用の推進)

- ・サービスの質の向上と利用者のニーズに応じた選択を進めるため、適切な情報公開の実施と利用を推進

(事業者への実地指導)

- ・事業者への実地指導等を適切に実施

【PDC I サイクルで計画を推進します】

● 計画推進シートに基づく計画の推進

(計画推進シートの活用)

- ・計画推進シートを活用した計画的な事業等の推進を一層進めるため、シートの様式や運用方法を充実

(自立支援協議会での取組)

- ・自立支援協議会を通じて公民協働で計画を推進するよう、各部会の年間計画である「見える化シート」との連動を強化し、計画を踏まえた協議や取組を推進

(全庁的な推進)

- ・障害者支援に関わる施策を全庁的に推進するため、障害者計画の庁内連絡会や地域福祉計画に基づく福祉計画連絡調整会議等を通じた協議や連携を強化

(福祉分野の計画の連携)

- ・福祉分野の計画を連動させて効果的に推進するため、地域福祉計画に基づく福祉計画連絡調整会議を通じて、関連する取組と整合性の取れた進捗管理や連携による推進の方策などを検討

● 多くの主体の参加と協働による計画の推進

(当事者の意見を活かす取組)

- ・計画推進委員会や自立支援協議会の当事者タウンミーティング、当事者活動との連携などを通じて、当事者の意見を計画や実践に活かす取組を推進

(計画推進体制の見直し)

- ・多様な主体の主体的な協働による取組を強化するため、計画推進体制の見直しを検討

【成果目標 ②】 権利を守る仕組みと取組の充実

【障害者の権利への理解と実践を広げます】

● 障害についての理解の推進

（福祉教育や情報発信を通じた取組）

- ・学校等での福祉教育、広報や動画、イベントなどを活用した情報発信、さまざまな場面での交流などを通じて、多様な障害や「障害者権利条約」の考え方も踏まえて障害のある人の権利や生活上のニーズなどへの理解を深めることを通じて「共生」の意識を広げる取組を当事者の参加も得ながら推進

● 共生社会の理解の推進

（多様な啓発や学習の推進）

- ・障害のある人が自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、能力を発揮して自己実現できる「共生社会」の実現に向けて、社会的な障壁をなくすため、障害者の権利についての市民や事業者等の理解を広げるための多様な場面での啓発や学習などを地域福祉計画に基づく「地域共生社会」を目指す取組とも連動させて推進

● 日常的な権利擁護実践の推進

（啓発や学習を踏まえた日常的な取組）

- ・啓発や学習の取組を活かし、障害者の権利擁護のための日常的な配慮や支えあいなどの実践を推進

（意思決定支援の取組）

- ・自らの意思に沿って日常生活やサービスの利用などができるように、支援者や事業者をはじめとする関係者の意思決定への理解を深めるとともに、各分野の意思決定ガイドライン等を踏まえた取組を推進

【後見的支援を充実し、利用を促進します】

● 成年後見制度等の理解の促進

（わかりやすい情報発信や学習の推進）

- ・成年後見制度の必要に応じた利用を促進するため、制度の理解を広げるためのわかりやすい情報発信や学習機会などの取組を成年後見利用促進の仕組みづくりとも連動させて推進

● 後見的支援の充実と利用の促進

（成年後見制度を進める仕組みづくり）

- ・障害のある人などの成年後見制度等の後見的支援の利用の促進とニーズの拡大に対応する体制の整備、地域連携ネットワークや中核機関などの推進の仕組みづくりを地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画を包含）に基づき推進

（後見的支援の体制の確保）

- ・ 後見的支援をニーズに応じて利用できるよう、法人後見等も含めた成年後見人等や日常生活自立支援事業の実施体制の確保に向けた取組を推進

（成年後見制度の利用への支援）

- ・ 必要に応じて成年後見制度を利用できるよう、市長申立を含む申立の支援や後見報酬等の助成を充実

【差別解消と適切な配慮を推進します】

● 差別解消に向けた取組の推進

（差別解消支援地域協議会を通じた取組）

- ・ 差別解消支援地域協議会を通じて事案や解消に向けた取組等の情報を共有し、構成機関での一層の取組を進めるとともに、市民や事業者、市職員等への啓発や研修を充実

（個別事案の解決に向けた取組）

- ・ 差別解消支援地域協議会で、個別事案の解決に向けた取組を推進

● 合理的配慮の推進

（公的機関・民間事業者等での取組）

- ・ 市をはじめとする公的機関での合理的配慮を適切に進めるとともに、新たに義務化された民間事業者等での取組を推進するよう、情報発信や支援を推進

（手話言語条例に基づく取組）

- ・ 市の手話言語条例に基づき、市民や事業者等の手話への理解と普及を推進

【虐待を防止します】

● 虐待を防止する取組の充実

（虐待防止地域協議会を通じた取組）

- ・ 虐待防止地域協議会を通じて、障害のある人への虐待を防止するための市民や事業者等への啓発、構成機関での一層の取組や事案の検証などを推進

（児童虐待防止の取組）

- ・ 障害児を含む児童虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関等が連携し、啓発や早期発見と対応を進めるとともに、学校等でのいじめの防止と適切な対応を一層推進

（家族等による虐待の防止）

- ・ 家族等の介護負担などによる虐待を防止するため、相談や適切なサービスの利用などの支援を推進

（事業者等による虐待の防止）

- ・ 事業者等による虐待を防止するため、意識やスキルを高めるための研修や就業環境の整備などの取組を推進

● 虐待への適正な対応の推進

(早期発見と相談・通常の推進)

- ・虐待の早期発見や相談・通報を進めるため、市民や事業者等への呼びかけや虐待防止センターの周知と受付体制の充実を推進

(相談・通報への適切な対応)

- ・虐待の相談・通報に適切に対応するため、虐待防止センターの体制の確保やスキルアップを推進

(解決に向けた支援等の充実)

- ・虐待の解決に向けた支援や資源を充実するよう、高齢者、児童、ドメスティックバイオレンス（配偶者等からの暴力）などの分野とも連携しながら推進

【成果目標 ③】 情報提供と相談支援の充実
項】

《★ 重点的に取り組む事

【情報発信を充実します】

● 多様な手法での情報発信の充実

(多様な媒体での情報発信) 《★ 先導的な取組》

- ・広報ねやがわ、市ホームページ、市公式アプリ、SNS、メールねやがわ等の多様な媒体を活用し、市政情報等をわかりやすく発信

(障害者支援の情報発信の取組) 《★ 先導的な取組》

- ・障害者支援のさまざまな制度を紹介する福祉のてびきを活用するとともに、“親なき後”の支援をはじめ、テーマを絞って情報を集約して発信する取組を推進

(多様な情報につながる仕組み) 《★ 先導的な取組》

- ・必要なときに必要な情報にアクセスできるよう、当事者や家族、支援者などが、民間の事業・活動やサービスなども含め、障害者の生活に関する多様な情報につながる手法を検討

● 情報バリアフリーの推進

(情報通信機器の活用への支援)

- ・情報のバリアフリー化を推進し、だれもが取得・利用・発信ができるようにするよう、情報通信機器の活用の支援等の取組を推進

(わかりやすい情報発信の工夫)

- ・障害等の状況に応じたわかりやすい情報発信のための工夫を当事者のニーズや意見を踏まえて推進

(外国語を利用する障害者への支援)

- ・外国語を利用する障害者への支援が適切にできるよう、人材やシステムの整備を推

進

【情報の取得や活用への支援を推進します】

● 情報の取得と活用の意識やスキルを高める支援の推進

(相談を通じた取組や学習機会等の充実)

- ・自らの生活に必要な情報を受け取る意識やICTの利用なども含め、必要な情報にアクセスしたり適切な情報を選ぶスキルを高めるよう、情報発信や各種相談等を通じた取組や学習機会などを充実

● 直接的に伝える取組の推進

(口コミやプッシュ型の情報提供)

- ・情報を得にくい人に当事者に日常的に接する事業者や団体、身近な地域の人々などを通じて口コミなどで伝えたり、メールやSNSなども含めたプッシュ型の情報提供を推進

【相談支援の体制を充実します】

● 基幹相談支援センターの充実

(中核機関としての取組の強化)

- ・相談支援の中核機関として、委託相談支援事業所等と連携し、専門的な相談支援、地域の相談支援体制づくりとバックアップ、後見的支援や虐待防止等の権利擁護などの取組を強化

● 委託相談支援事業所等の機能の拡充

(相談支援ネットワークや地域生活支援機能の強化)

- ・委託相談支援事業所、児童発達支援センター、就業・生活支援センターが、各々の相談支援機能の充実を図るとともに、基幹相談支援センターと連携して相談支援ネットワークを進める機能を強化するよう、自立支援協議会の部会の運営、地域の関係機関や事業所等との連携、地域移行や地域での自立した生活への支援など「地域とつながる相談支援拠点」としての取組を強化

● 計画相談支援・障害児相談支援の実施体制の充実

(事業所や専門員の確保)

- ・計画相談支援、障害児相談支援の利用率を高めていくよう、事業所の確保や相談支援専門員の増員、定着を図るため、基幹相談支援センターや自立支援協議会等による研修、相談やスーパーバイズ等のバックアップなどの支援を充実

(必要性に応じた利用の検討)

- ・計画相談支援や障害児相談支援の必要性が高い人が適切に利用できるよう、セルフプランとの関係などについて検討

● 福祉事務所の相談支援機能の強化

(スキルアップの取組)

【資料4】

- ・福祉事務所の相談支援機能を強化するため、職員（ケースワーカー等）のスキルアップのための研修やスーパービジョンを充実するとともに、相談支援事業所と相談支援専門員等との連携を拡充

（利用しやすい窓口の整備）

- ・福祉事務所の相談窓口をより利用しやすくするよう、スペースや体制を検討するとともに、オンライン相談の利用を促進

● ピアサポーターによる相談活動等の推進

（ピアサポートの人材養成）

- ・ピアサポーターによる当事者同士、家族同士の体験を共有した相談活動等を推進するよう、ピアサポートを行う人材を大阪府の研修なども活用して養成

● 包括的な相談支援の体制づくり

（地域福祉計画と連動した推進）

- ・制度や分野の枠を超えた“困りごと”や不安を身近なところで相談できるよう、多様な機関等が相談を受け止め、適切な支援などにつなぐ仕組みづくりを地域福祉計画に基づいて推進する包括的な相談体制の整備と連動して推進

【相談支援の質を高めます】

● 相談支援専門員等のスキルアップの推進

（研修等の推進）

- ・自己決定を尊重・支援する相談支援を推進するよう、相談支援専門員等のスキルを高めるための研修等を自立支援協議会等を通じて推進

● サービス等利用計画の充実

（モニタリングチェックの実施）

- ・サービス等利用計画がより適切に作成されるよう、モニタリングチェックを実施

（セルフプランへの支援）

- ・利用者や支援者によるセルフプランが適切に作成されるよう、情報提供や委託相談支援事業所などによる支援を推進

（2）地域生活を支援するサービス等の充実

【推進方向】（障害者長期計画）

障害や難病があっても、自らの意思で選択して“自分らしい”自立した生活を送れるように支えることが、障害者支援の基本です。福祉施設や医療機関から地域での生活への移行や家族等から独立して暮らすことを希望する人、また、いわゆる“親なき後”の暮らしなどの住まいの確保、日常の生活や社会参加、緊急時にも対応できる支援などを多様な資源を活かして連携して効果的に進めるよう、それぞれのサービスや活動などを充実するとともに、一層多様化するニーズに対応するよう、関連する分野の取組とも連携し、自立を支える質の高い包括的な支援ができる体制を充実します。

また、生活の基盤であるところと身体の健康を保持、増進するため、二次障害の予防なども含め、障害の特性などにも配慮して健康づくりに主体的に取り組むよう支援するとともに、日常の医療や障害、難病等の医療、リハビリテーション等が適切に利用できる体制の充実を図ります。

【成果目標】

【成果目標 ④】地域生活への移行と定着への支援の充実

【地域生活への移行を支援します】

● 地域移行・地域定着への支援

（地域移行・地域定着の包括的な支援）

- ・福祉施設や医療機関からの地域生活への移行や“親なき後”の暮らしなども含め家族から独立して地域で生活する人などへの多様なニーズを踏まえた包括的な相談と連携による支援を地域生活支援（拠点）システムの取組とも連動させて、地域移行支援事業、地域定着支援事業等を活用して推進

（グループホームでのひとり暮らしへの支援）

- ・グループホームにおいて、ひとり暮らしを希望する利用者への支援も推進

（医療機関からの退院への支援）

- ・医療機関から地域生活への移行を推進するため、「にも包括」の取組として退院から地域生活につなぐ効果的な支援を自立支援協議会の精神障害者部会を通じて関係機関等が連携して推進

（継続的・伴走的な支援）

- ・地域生活に移行、定着する際のさまざまな課題へのきめ細かな支援を基幹相談支援センターや委託相談支援事業者等、地域福祉計画に基づいて推進する重層的支援体制整備事業での継続的、伴走的な支援の取組も活用して推進

● 住まいの確保と入居の支援

（住まいの確保や入居、生活への支援）

- ・地域での住まいの確保や入居に関する情報提供、相談、入居後の生活支援などを大阪府の居住支援協議会（Osakaあんしん住まい推進協議会）や居住支援法人、住宅関連の事業者等とも連携し重層的支援体制整備事業での継続的な支援なども活用して推進

（体験入居などの移行の支援）

- ・新たな住まいでの生活にスムーズに移行できるよう、体験入居の利用の後押しなどの支援を推進

（グループホームの整備と支援の質を高める取組）

- ・重度の人への対応なども含め、多様なニーズに対応したグループホームの整備を推進するとともに、支援の質を高めるための取組を推進

（サービス付き高齢者向け住宅等との連携）

- ・障害者の住まいとしてサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの利用が増えている状況を踏まえ、実態の把握や生活や支援の質を高めるための取組を高齢者保健福祉計画とも連動させて、事業者等とも連携して推進

● 地域で支える取組の推進

（地域で支えあう取組の推進）

- ・保健、福祉、医療のサービスや公的な支援などとあわせて、地域で生活するうえで不可欠な身近なつながりづくりや見守り、声かけや日常的な支援、緊急時の対応などを進めるよう、地域福祉計画に基づいて推進する地域共生社会づくりの取組と連動させて、障害のある人を地域で支えたり、お互いに支えあう取組を推進

（見守りのネットワークづくり）

- ・生活に関わる多様な事業者や市民などが、地域で生活している障害者のプライバシーに配慮しつつ、異変に気づいたときに連絡する仕組みを検討

【成果目標 ⑤】 地域での生活を支援するサービス等の充実

【生活支援サービス・活動を充実します】

● 障害福祉サービス等の確保

（計画に基づくサービスの提供と利用の促進）

- ・障害福祉サービス等をニーズに応じて的確に提供するため、本計画で定めた活動指標に基づき、事業者・従事者の確保と適切な利用を促進するための取組を推進

（BCP（事業継続計画）の推進）

- ・災害や感染症の流行などの緊急時にサービスを継続して提供できるよう、事業者等

のBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）の策定を推進

● 多様なニーズに対応するサービスや活動の推進

（サービス開発や運用の改善）

- ・制度やサービスの狭間なども含め、多様化する支援ニーズに対応するため、介護保険制度をはじめとする他分野との連携なども含めたサービスの開発や柔軟な利用に向けた運用の改善、介護保険事業者による共生型サービス、地域の活動づくりなどを推進

（強度行動障害等の支援体制づくり）

- ・強度行動障害をはじめ、専門的な支援が必要な人のニーズを集約し、対応するサービスを提供する体制づくりやスキルを高める取組を推進

（難病の人への支援の推進）

- ・難病の人の多様なニーズに対応するため、医療機関等とも連携した支援を推進

● “親なき後” などへの支援の推進

（当事者や家族の高齢化を踏まえた地域生活支援の取組）

- ・当事者や家族の高齢化が進むなかで一層大きな課題となっている、“親なき後”や8050問題、高齢期（シルバー世代）の障害者などへの支援を地域生活を支援する取組の切り口のひとつとして、高齢分野等とも連携して推進

● 生活を支援する新たな手法の開発や普及等の推進

（新たな手法や技術の検討）

- ・補助犬、介護ロボットやAIなどの新たな手法の開発・普及や利用を促進するよう、事業者等と連携した取組や利用者への支援の仕組みづくりなどを検討

（日常生活用具の検討）

- ・新たな技術等に基づいて作成された日常生活用具などの給付等について、ニーズを踏まえて検討

【複雑な“困りごと” などへの支援を推進します】

● 連携による支援の仕組みづくりと取組

（多機関・多職種連携の推進）

- ・複合的な生活課題がある人や世帯などの複雑な“困りごと”を支援するため、基幹相談支援センターや委託相談支援事業等がコーディネート役を担い、多機関・多職種等が連携した支援を推進

（重層的支援体制整備事業等との連携）

- ・制度や分野の枠を超えた支援を強化するため、地域福祉計画に基づく重層的支援体制整備事業等とも連携した取組を検討

【介助者・支援者等への支援を推進します】

● 介助者・支援者の多様なニーズへの支援

(情報提供・相談やサービス等の利用の促進)

- ・8050問題への対応などを含め、障害者や障害児の介助や支援を行う家族などの負担を軽減するよう、積極的な情報提供や相談、サービス等の利用の呼びかけなどの支援を関連分野と連携しながら推進

【サービス等の適切な利用を促進します】

● 障害福祉サービス等の利用を促進する取組の充実

(情報提供や手続き、負担軽減等の支援)

- ・障害福祉サービス等をニーズに応じて適切に利用できるよう、さまざまな媒体や機会を活用した情報提供の充実やオンラインの活用なども含めた利用の手続きの改善、サービス利用の経済的な負担の軽減などの支援を充実

(発達障害、高次脳機能障害、難病の人などのサービス利用の促進)

- ・発達障害や高次脳機能障害、難病の人などの障害福祉サービス等の利用を促進するため、情報発信等を強化

● ニーズの把握と支援へのつなぎの充実

(当事者やまわりの人の気づきとつなぎ)

- ・支援が必要な人が自らのニーズに気づき認識したり、まわりの人が潜在的なニーズを把握して相談や支援につなぐ取組を相談支援事業所や地域福祉計画に基づいて推進する重層的支援体制整備事業の取組などとも連携して推進

● 的確な障害支援区分認定や支給決定の推進

(認定調査の充実)

- ・障害福祉サービスの利用に必要な障害支援区分の認定を一層適切に行うため、特に、支援の方法等によって状態が変化する行動障害など、障害の状況を的確に反映する認定調査を実施するよう、認定調査員のスキルアップを図るとともに、支援者の意見の聴取や専門的な調査が実施できる事業所等への委託の拡大を検討

(支給決定ガイドラインの充実)

- ・サービスの支給決定を一層的確に行うため、ガイドラインの充実と活用を推進

【成果目標 ⑥】 ことろと身体健康づくりへの支援

【健康づくりや重度化防止などを支援します】

● 障害者にも配慮した健康づくり等の推進

(健康づくりや重度化防止の取組)

- ・市民の主体的な健康管理や心身の健康づくりを支援するため、情報提供や健康相談、健康教育、健康診査などを障害のある人の利用促進にも配慮して実施するとともに、障害の特性を踏まえた疾病や二次障害を予防して重度化を防止する取組を健康増進計画や高齢者保健福祉計画と連動して推進

【ことろの健康づくりと相談や支援を充実します】

● 「にも包括」と連動したメンタルヘルスケアの推進

(メンタルヘルスケアについての啓発)

- ・市民のメンタルヘルスケアの向上を推進するため、ストレスへの対応をはじめ精神保健への理解や早期の適切な対応などを進める啓発を推進

(相談の利用促進)

- ・精神保健に関する相談が気軽にできるよう、ことろの健康相談などの事業や相談窓口を周知

(福祉と医療の関係機関の連携)

- ・「にも包括」の取組を通じて、基幹相談支援センターをはじめとする福祉の関係機関と医療機関等の連携を推進

【障害者に配慮した医療を充実します】

● 医療の確保と合理的配慮の推進

(障害に関する専門的な医療の確保)

- ・さまざまな難病や障害、合併症などに応じた専門的な医療の北河内圏域などでの確保を大阪府の医療計画と連携して推進するとともに受診の支援を推進

(精神科医療や難病医療の充実と連携)

- ・精神科医療や難病医療に関する関係機関等のネットワークを通じて、医療体制や保健・福祉等の分野と連携した支援体制を強化する取組を推進

(医療機関での合理的配慮)

- ・地域の医療機関などの受診・入院等における障害者への適切な配慮（合理的配慮）や支援を推進

【依存症対策に取り組みます】

● 依存症対策の推進

（啓発と支援の推進）

- ・アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症の防止や対策などへの理解を広げるための啓発と依存症の人や家族への支援の取組を健康増進計画に基づいて推進

【感染症の予防や対策に取り組みます】

● 障害者に配慮した感染症対策の推進

（新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた取組）

- ・新型コロナウイルス感染症への対応の経験も活かし、感染症の予防や対策を的確に行うよう、市の「新型インフルエンザ等対策行動計画」も踏まえ、障害のある人に配慮した取組を検討

（3）発達への継続的な支援の充実

【推進方向】（障害者長期計画）

乳幼児期から学齢期、高校生年代、成人期へとつながる継続的な発達への支援を充実するには、分野や制度の枠を超えた連携を一層強化することが重要です。すべての子どもの健やかな成長を支援する子ども・子育て支援の取組が広がるなかで、重度の障害がある子どもや医療的なケアを必要とする子どもなど、障害児の支援のニーズが多様化、複雑化していることに対応するとともに、地域のなかでともに過ごし、学び、遊ぶことなどを通じて育ちあうよう、インクルージョン（包容）の取組を一層推進していくことが求められます。

子どもや保護者のニーズを早期に的確に把握し、必要な支援が効果的にできるよう、本市で構築してきた療育や教育の仕組みを基盤として、インクルージョンの視点を重視した取組や環境の整備を推進するとともに、「公」と「民」の担い手の広がりを活かしてさらに効果的で質の高い支援ができるよう、保健、医療、福祉や教育などの分野が一層連携した制度や年齢の区分などの切れ目のない取組を推進します。

また、生涯を通じた発達や成長を支援するとともに、学習やスポーツ、文化芸術活動などを通じて、楽しみやつながりのある豊かな生活を送ることができるよう、多様な障害への適切な配慮や参加を進めるための支援を充実します。

【成果目標】

【成果目標 ⑦】 障害児や保護者等への支援の充実

【児童発達支援センターの中核的な機能を充実します】

● 児童発達支援センターの充実

（中核的な機能の充実）

- ・児童発達支援センターが、地域の障害児支援の中核的な機能を強化し、①専門的な発達支援・家族支援機能、②事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③インクルージョンを推進する機能、④障害児の発達支援の入口となる相談機能を発揮するよう、事業と体制の充実を推進

（専門的な児童発達支援の推進）

- ・児童発達支援は医療型と福祉型を一元化し、保育機能を充実しながら、重症心身障害、強度行動障害、難聴などの専門的な支援ニーズへの対応を含め、一人ひとりの状況に応じた支援を、関係機関や事業所等とも連携して推進

（保育所・幼稚園・認定こども園、学校等や事業者等への支援）

- ・保育所等訪問支援等を通じて、保育所・幼稚園・認定こども園、学校等での支援を充実するとともに、障害児通所支援を実施する事業者等への支援を推進

(学齢期や高校生年代期の支援との連携)

- ・継続的な発達支援を推進するため、学齢期や高校生年代期の支援との連携を推進

【多様なニーズの障害児への支援を充実します】

● 早期の気づきと支援へのつなぎの充実

(乳幼児健診や保育所・幼稚園・認定こども園等との連携)

- ・乳幼児健診や保育所・幼稚園・認定こども園、地域の子育て支援拠点などでの障害や発達の課題への気づきと適切な療育や支援へのつなぎを的確に行うよう、一層連携して取り組むため、自立支援協議会の障害児部会や障害児関係機関協議会等を通じて、情報共有や支援などを強化する仕組みづくりを検討

(気軽に相談できる窓口の利用の促進)

- ・子どもや保護者の悩みを、電話やメールなども含めた多様な方法で気軽に相談できるように、子育てに関するさまざまな相談窓口の一層の周知を推進

● 障害児通所支援の充実

(ニーズに応じた児童発達支援の推進)

- ・個々の障害児や家庭の状況に応じた児童発達支援事業を推進するとともに、重度の障害等のために外出が困難な子どもなどへの居宅訪問型児童発達支援事業も実施

(児童発達支援センターと事業所の連携)

- ・児童発達支援センターと児童発達支援事業所が各々の特性を活かして総合的な支援を行うよう、自立支援協議会等を通じた情報共有やスキルアップを推進

(適切な利用の推進)

- ・児童発達支援事業や放課後等デイサービスが効果的に利用されるよう、必要な支援ニーズを踏まえた的確な支給決定を行うとともに、自立支援協議会等を通じて従事者等のスキルアップを推進

● 障害児保育の充実

(市立・民間の保育所・幼稚園・認定こども園での取組)

- ・保育所・幼稚園・認定こども園での保育を希望する子どもや保護者のニーズに対応し、医療的ケア児への対応なども含め一人ひとりの状況に応じた支援と発達の保障を行うよう、自立支援協議会の障害児部会等を通じて、市立・民間施設間で情報を共有する仕組みづくり、体制や環境の整備、保育や支援内容の充実、保育士等のスキルを高めるための研修等の取組を推進

● 医療的ケア児への支援の充実

(医療的ケア児を支援する機関等との連携の推進)

- ・医療的なケアを必要とする子どもへの継続的、包括的な支援を進めるため、自立支援協議会の医療的ケア児支援検討会を通じて保健、医療、福祉、教育等の関係機関等との連携を図るとともに、医療的ケア児コーディネーターを配置

● 専門的な支援が必要な子どもへの支援の充実

(強度行動障害、高次脳機能障害、難聴などの子どもへの支援)

- ・強度行動障害、高次脳機能障害、難聴児などの専門的な支援を必要とする子どもの把握と支援体制の整備を進めるよう、自立支援協議会等で検討

● 高校生年代の相談や支援の仕組みの検討

(関連分野や機関との連携による検討)

- ・支援の狭間になりがちな高校生年代（おおむね16～18歳）の障害児の相談や支援を行う仕組みを、自立支援協議会等で関連する分野や機関等の連携を図りながら検討

【保護者への支援を充実します】

● 保護者や家庭への支援の充実

(保護者への相談支援やコーディネート機能の強化)

- ・障害や発達に課題がある子どもの保護者の相談支援や乳幼児期から学齢期、高校生年代にかかる多様な支援をコーディネートする機能を一層強化するよう、各機関等の機能を活かすとともに、自立支援協議会等を通じた連携による取組を推進

(家庭への包括的な相談や支援)

- ・子育て支援や生活支援（福祉）などの関連分野や機関等が連携して障害児や保護者のニーズを把握し、各々の事業等を活かし、家庭への包括的な相談や支援を地域福祉計画に基づいて推進する包括的な相談支援体制の構築とも連動させて推進

(ペアレントプログラム等の実施)

- ・子育てに不安を持つ保護者へのペアレントプログラムを継続的に実施するよう、府や関係機関等と連携した取組を推進

(保護者による当事者活動の促進)

- ・保護者同士の情報交換など、当事者の主体的な活動を促進

【成果目標 ⑧】 支援教育・高等教育の充実

【支援教育を充実します】

● インクルーシブ教育の推進

(インクルーシブ教育の視点での推進)

- ・インクルーシブ教育の視点で障害児の学校教育を推進し、ともに学ぶなかで障害児のニーズに応じた支援を充実

● 就学支援や引き継ぎの充実

（個別の教育支援計画やサポート手帳等の活用）

- ・継続的な支援を行うため、個別の教育支援計画・指導計画やサポート手帳等も活用し、就学先の決定支援や引き継ぎを推進

● 学校での教育や支援の充実

（ニーズに応じた学習内容の充実）

- ・一人ひとりのニーズに応じた適切な支援教育を行うため、府立支援学校等とも連携を図りながら、ICTの活用なども含めて学習内容を充実

（教職員への研修等）

- ・支援教育や多様な障害の特性などに関する教職員の理解や適切な支援を行うスキルを高めるための研修やスーパーバイズを専門機関等とも連携して充実

（施設や設備の整備）

- ・学校の施設や設備のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、在籍する児童・生徒等のニーズに応じた整備を推進

● 療育や医療的ケアなどの支援の充実

（相談や支援を行う体制の充実）

- ・療育支援や医療的ケア等が必要な児童・生徒のニーズに対応するよう、必要な相談や支援等を行う体制を充実

【放課後等の支援を充実します】

● 留守家庭児童会での支援の充実

（受入体制の充実）

- ・放課後や長期休業中の支援をインクルーシブ教育の視点で推進するよう、留守家庭児童会（学童保育）での受入体制を充実するとともに、放課後等デイサービス等との連携などについて検討

（研修等の充実）

- ・留守家庭児童会での支援の充実を図るよう、障害児支援の専門機関等と連携した研修等の充実

【障害児者に配慮した高等教育を充実します】

● 高校卒業後の教育に関する検討

（学びの場の検討や大学等との連携）

- ・高等学校卒業後の学びの場づくりについての検討や大学等との連携による高等教育への支援を推進

【成果目標 ⑨】生涯学習・スポーツや文化芸術活動の推進

【障害者に配慮した活動を推進します】

● 参加の支援や合理的配慮の推進

（支援や合理的配慮の推進）

- ・生涯学習・生涯スポーツや文化芸術活動への参加を促進するよう、情報提供や活動の場や機会の提供、活動を支援する体制づくり、施設のバリアフリーなどの合理的配慮を社会教育推進計画等とも連動して推進

● 読書環境の充実

（図書館の環境整備や障害者サービス）

- ・障害に配慮した読書環境を充実するため、読書バリアフリー法も踏まえ、多様な障害に配慮したサービスや図書館の環境整備やサービスの利用を拡大するための情報発信を推進

(4) 自己実現を目指す就労や活動への支援の充実

【推進方向】（障害者長期計画）

就労には生計の維持、社会での役割の遂行やそれらを通じた自らの能力の発揮による自己実現などの多様な目的があり、「障害のある人もない人もともに働く」ことを基本とし、一人ひとりのニーズに応じて、就労や社会での活動ができる社会にしていくことが求められます。

在宅就労なども活用しながら、企業等での一般就労を一層拡充するよう、「障害者が働くこと」についての理解と支援を広げるとともに、多様なニーズに対応し、自己実現に向けた支援を行う福祉的就労や就労に向けた支援を含めた中間的就労、社会につながる多様な活動の場などの充実を図るよう、取組を推進します。また、福祉的就労から一般就労への移行をスムーズに進めることや再チャレンジを促進するように事業の連動性を高めたり、就労を継続するうえでの生活面の支援を効果的に進めるなど、就労と福祉の連携を一層強化します。

【成果目標】

【成果目標 ⑩】 障害者雇用等の拡充と就労・定着への支援の充実
《★ 重点的に取り組む事項》
【障害者雇用を推進します】
● 企業での障害者雇用の推進
（企業等への働きかけの強化）《★ 先導的な取組》

- ・企業等での就労の意欲を持つ、発達障害や難病などを含めた多様な障害のある人のニーズに応えるため、障害者雇用を行う企業を増やすよう、就業・生活支援センターや就労支援を行う事業所、相談支援事業所等が連携した企業への働きかけやエル・ガイダンス等のイベントなどの活用、支援制度や好事例などの情報発信を強化

● 市における障害者雇用の推進
（着実な実施と拡大への取組）

- ・市における障害者雇用を着実に実施するとともに、新たな職域の開拓や就業環境の見直しなど、障害者雇用の拡大に向けた取組を検討

● 在宅就労等の推進
（推進方策の検討）

- ・ICTも効果的に活用して在宅での就労や個人事業などを推進する方策を支援機関等と連携して検討

● 障害者を雇用する事業等への支援の充実

(多様な情報の提供)《★ 先導的な取組》

- ・障害者を雇用している企業等への支援として、就労、福祉、教育などの分野の支援に関する情報提供を企業等のニーズを把握しながら推進

(合理的配慮への支援)《★ 先導的な取組》

- ・障害者差別解消法の改正も踏まえ障害者雇用を行う事業等での合理的配慮を促進するため、差別解消の考え方や障害への理解、合理的配慮の取組の周知や事例の情報発信などを推進

● キャリアアップ等への支援

(キャリア形成への支援の検討)

- ・能力を一層発揮して就労できるよう、キャリア形成を支援する企業等での取組方法などについて、就労支援機関等と連携して検討

(一時的な日中活動系サービスの利用への対応)

- ・企業等で就労している人が就労継続支援事業を一時的に利用するなど、当事者の意向を踏まえ、状況に応じた対応を推進

【就労に向けた支援を充実します】

● 就労に対する理解の推進

(障害者就労の啓発)

- ・「障害のある人もない人も、ともに働く社会」を目指し、就労（働くこと）についての当事者や家族などの理解と意欲を広げるよう、教育や福祉をはじめとする多様な場面を通じた啓発を充実

● 就労に向けた相談等の充実

(専門機関と連携した推進)

- ・就労に関する相談を、ハローワーク等の専門機関とも連携して推進

(発達障害や難病の人などへの支援)

- ・発達障害や難病の人などの就労を促進するよう、啓発や相談などの支援を推進

● 就労につなぐ支援の充実

(就労移行支援事業の利用の推進)

- ・就労移行支援事業を利用した一般就労を推進するため、就労先の拡大なども含めた支援内容の充実や再チャレンジでの支援などを行うとともに、事業や事業所を周知する取組を推進

(庁内実習の推進)

- ・就労への移行に向けた実習の場になるとともに、市での職域開発や就業環境の改善なども考慮して、就労移行支援事業の利用者等の庁内実習を推進

（生活困窮者自立支援事業等との連携）

- ・障害のある人なども利用している生活困窮者自立支援事業や生活保護制度での就労支援とも連携した取組を推進

（就労選択支援事業に向けた検討）

- ・令和7年度から新たに実施される就労選択支援の実施体制の確保と効果的な実施のために支援学校等との連携の仕組みを検討

【就労定着のための支援を充実します】

● 生活と就労の支援の充実

（福祉と就労の連携による支援）

- ・就労を継続するための生活面の支援を就業・生活支援センター（主に就労面の支援）と相談支援事業所等（生活や福祉サービスの利用などの面）が連携するとともに、就労定着支援事業やジョブコーチ等も活用して効果的に推進

（余暇活動等の推進）

- ・就労を継続するうえでさまざまな役割を持つ余暇活動の支援や居場所の提供、就労している人の交流などの取組を推進

【成果目標 ⑪】 多様な就労や日中活動への支援の充実

【ニーズに応じた福祉的就労を充実します】

● 多様な福祉的就労などのサービスの提供

（多様なニーズに応じた福祉的就労の提供）

- ・一般就労だけではない多様な「働く」場として、重度の障害がある人や高齢期の人、ひきこもりの人なども含めた多様なニーズに対応する福祉的就労のサービスを提供

（一時的な日中活動系サービスの利用への対応）

- ・企業等に雇用されている人が、働きはじめた時期や休職からの復帰を目指して一時的に就労継続支援事業など利用するための体制等の確保を推進

（中間的就労の場づくり）

- ・中間的就労の場づくりを生活困窮者自立支援の取組などとも連携して検討

● 福祉的就労での仕事の内容などの充実

（ニーズに応じた仕事・活動や支援）

- ・ニーズや障害の状況などに応じた自己実現を目指した仕事・活動の充実と一人ひとりの状況に応じた支援を推進

（工賃向上の取組）

- ・福祉的就労の工賃を向上するため、市などの優先調達を一層拡充するとともに、製品開発・販路拡大の助言等の支援の取組を推進

● 生活介護等の日中活動の場の充実

（生活介護の充実）

- ・日中の介護・支援と活動の機会等を提供する生活介護の支援内容を充実するとともに、医療的ケアが必要な人なども含めた多様なニーズへの対応を拡充する取組を推進

（日中一時支援事業の推進）

- ・日中一時支援事業でも多様なニーズに対応するよう、取組を推進

【社会参加の活動を支援します】

● 社会参加の活動への支援

（多様なニーズに応じた場づくりや支援）

- ・学習・スポーツ・文化・芸術やレクリエーションの活動、社会的な活動などへの参加を促進するよう、多様なニーズに応じた活動の場づくり、参加への支援や事業内容・施設や設備等での適切な配慮（合理的配慮）などの支援を推進

● 当事者活動への支援

（主体的な活動への支援）

- ・当事者による社会参加や支えあい（ピアサポート）などの主体的な活動や計画推進なども含めた障害者支援の取組への参加と協働を推進するよう、当事者団体をはじめとする多様な主体的な活動への支援を推進

● 身近な地域での活動や居場所づくりの推進

（地域と連携した取組）

- ・障害のある人やひきこもりの状態の人などが参加しやすい、地域の多様な活動の場や身近な居場所づくりと参加への支援、活動を通じた交流などを地域福祉計画・地域福祉活動等と連動して推進

(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

【推進方向】（障害者長期計画）

地域のなかで“自分らしい”生活を送るためには、だれもが安心して心豊かに暮らせるように、まちのさまざまな環境を整えていくことが必要です。

共生のまちづくりを目指して障害への理解を広げるなかで、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いを尊重しながら、交流し、支えあうコミュニティを広げていくよう、地域共生社会づくりの取組とも連動させて推進します。

また、日常生活や社会参加に必要となる、快適で便利に利用や移動ができる生活環境づくり、情報へのアクセスや意思疎通への支援など、バリアのないまちづくりをだれもが利用しやすいユニバーサルデザインの視点で進めるとともに、安全・安心に暮らすための防災、防犯、交通安全などの取組を障害のある人のニーズも踏まえて推進するなど、共生を実現するまちづくりの取組を推進します。

【成果目標】

【成果目標 ⑫】 みんながともに暮らすコミュニティづくり

【「地域共生社会」づくりを推進します】

● 「共生社会」づくりと連動した取組の推進

（「共生社会」を広げる取組）

- ・ 障害者支援が目指す「共生社会」づくりをすべての市民や団体、事業者などが意識し、協働して進めていくよう、地域福祉計画に基づき、制度や分野を超えて推進する「地域共生社会」の実現に向けた取組と連動させて効果的に推進

【地域でのつながりづくりと支えあいの推進】

● 地域のつながりづくりの推進

（地域のコミュニティづくりとの連携）

- ・ 総合計画の戦略プランの施策「地域づくり・きずなづくり」の取組なども通じて、地域のコミュニティづくりを進めるなかで、多様な障害のある人への理解とつながりづくり、安心して暮らせる地域づくりを推進

（災害時の支えあいを意識した取組）

- ・ すべての市民に関わる課題である災害時の支えあいなどをテーマとして、いざというときに支えあえるつながりづくりを防災の取組などを通じて推進

● 地域生活を支えあう活動の推進

(障害のある人を支える地域福祉活動)

- ・ 障害のある人の生活を支える地域福祉活動等を推進するよう、市民・当事者の障害への理解と交流を進める取組等も通じて、活動に参加する人を増やす取組や活動への支援、地域福祉計画・地域福祉活動計画と連動して推進

(当事者の地域福祉活動への参加)

- ・ 障害のある当事者の地域福祉活動の支え手としての参加を進めるよう、呼びかけや参加のための配慮と支援を推進

(新型コロナウイルス感染症を踏まえた取組)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中止や実施方法の変更などの影響を受けた地域の活動を回復させていくとともに、感染症予防の配慮やより広い参加を進める工夫などを検討

【成果目標 ⑬】 バリアのないユニバーサルデザインのまちづくり

【バリアのないまちづくりを進めます】

● 都市施設等のバリアフリー化の推進

(ユニバーサルデザイン化とバリアフリー化)

- ・ さまざまな障害に配慮した、だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを目指すとともに、災害時の避難なども考慮して、公共施設や公共的な民間施設等の建築物や道路、公園等の都市施設、公共交通機関などのバリアフリー化を推進

● 情報提供やコミュニケーションのバリアフリー化の推進

(多様な障害への配慮)

- ・ 障害者の利用に配慮したICTなども効果的に活用しながら、情報提供やコミュニケーション、会議などにおいて、多様な障害特性によるニーズに応じた適切な配慮や工夫などを推進

(意思疎通を支援する体制)

- ・ 意思疎通を支援する人の養成と活用を専門性の高い支援ができる人も含めて推進

【移動の支援を充実します】

● 公共交通網の充実

(公共交通の整備と利用の促進)

- ・ 日常生活や社会参加を支援するため、多様な手法を活用した公共交通網の整備と障

被害者の利用への支援や配慮を推進

● 移動を支援するサービス等の充実

(実施体制の充実)

- ・公共交通網等とも効果的に連携しながら、移動を支援する福祉サービス等が適切に利用できるよう、実施体制の充実を図るための取組を推進

【成果目標 ⑭】安全・安心に暮らせる防災・防犯・交通安全の取組

【災害への備えや避難等の支援を充実します】

● 災害や避難への備えの推進

(災害に対する備えへの支援)

- ・災害が発生した際の対応での課題も考慮し、当事者や支援者などの災害への意識や理解を高めながら、災害時の情報の伝達や安全確保、避難の支援や避難生活で必要な物品などの備えを支援

(避難や避難生活への備え)

- ・災害時の避難が困難な障害者等の個別避難計画の作成を推進するとともに、サービス等利用計画に必要な情報を記載する取組などを検討

(施設等での備え)

- ・福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者利用施設での避難確保計画の作成や、避難訓練の実施を推進

● 障害に対応した避難所の充実

(地域の避難所での配慮)

- ・地域の避難所で障害者への適切な配慮（合理的配慮）ができるよう、避難所開設マニュアルや当事者も参加した訓練などを通じて理解を推進するとともに、施設の設備のバリアフリー化や支援物資での配慮などを推進

(福祉避難所の充実)

- ・多様な障害や支援ニーズに応じた福祉避難所を確保するとともに、効果的な運営のための検討や生命や生活の維持に必要な電源や物品の確保などを当事者のニーズを踏まえて推進

【障害者に配慮した防犯や交通安全を推進します】

● 防犯対策の推進

(防犯への理解と支援・配慮)

- ・障害のある人に対する犯罪を防止するため、障害に応じた防犯への理解や防犯のた

【資料4】

めの設備の整備、見守りなどの支援を推進するとともに、緊急通報への配慮を推進

● 交通安全対策の推進

(理解と環境整備)

- ・ 障害のある人の安全な交通を確保するため、障害による行動特性への理解や、歩行空間や交通安全施設の整備や配慮を推進

《国・府の指針等に基づく数値目標等》

国の基本指針、大阪府の基本的な考え方に基づき、以下の項目について、数値等による目標を設定します。

(1) 福祉施設から地域生活への移行

《数値目標》(令和8年度末まで)

- ・地域移行者数 7人
- ・施設入所者の削減数 2人

《設定の考え方》

福祉施設から地域生活に移行する人数の目標は、国の基本指針を踏まえた大阪府の基本的な考え方(国・府の指針)では、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上としており、本市は令和4年度末の施設入所支援利用者113人の6%にあたる7人を目標値として設定します。

また、福祉施設入所者の人数の削減目標については、府の指針は障害者支援施設が地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障害者の緊急の支援機能を発揮していくために必要な利用を踏まえて、令和4年度末時点の施設入所者の1.7%以上としており、本市は令和4年度末の施設入所支援利用者113人の1.7%にあたる2人を目標値として設定します。なお、府の指針を踏まえ、障害者支援施設について、新たな入所者は真に施設入所支援が必要な人とし、入所者の生活の質を向上するため重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制を確保するとともに、地域交流や地域で生活する人への支援を行うなど地域に開かれていることを求めています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《数値目標》(令和8年6月末)

- ・精神病床の1年以上の長期入院者数 130人

《設定の考え方》

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するうえで、府は、府域の実績を踏まえて令和8年6月末時点の精神病床の1年以上の長期入院者を8,193人(65歳以上と65歳未満は区別しない)とすることを目標としており、本市は令和3年6月末の府内の各市町村の長期入院者の割合で按分した130人を目標値として設定します。

(3) 地域生活支援の充実

《数値目標等》(令和8年度末まで)

- | | |
|--|----|
| ・地域生活支援(拠点)システムの機能充実のための
効果的な支援体制・緊急時の連絡体制の構築 | 実施 |
| ・地域生活支援(拠点)システムの運用状況の検証・検討回数 | 1回 |
| ・強度行動障害者の支援ニーズ等に関する調査 | 実施 |
| ・大阪府強度行動障害地域連携モデルを参考にした取組 | 実施 |

《設定の考え方》

地域生活支援拠点等について、国・府の指針では、拠点機能の充実のためコーディネーターの配置、拠点機能を担う事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援と緊急時の連絡体制の構築を進め、運用状況の検証と検討を年1回以上行うこととしています。本市は平成30年度から面的整備の手法での地域生活支援(拠点)システムの整備を推進しており、基幹相談支援センターにコーディネーターを配置し、自立支援協議会の全体会で毎年検証・検討を行いながら、効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築を含む、機能の充実を図っていくこととします。

また、強度行動障害のある人への支援体制を充実するため、府は、支援ニーズを把握する調査と府の地域連携モデル事業を参考とした取組を実施することとしており、本市では自立支援協議会を通じて関係機関等の連携を図りながら取り組むこととします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《数値目標等》(令和8年度)

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・就労移行支援事業等からの一般就労者数 | 99人 |
| 《内訳》就労移行支援 | 83人 |
| 就労継続支援A型 | 10人 |
| 就労継続支援B型 | 7人 |
| 一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所 | 5割 |
| ・就労定着支援事業の利用者数 | 84人 |
| 就労定着率が7割以上の事業所 | 25% |
| ・自立支援協議会の就労支援部会 | 設置 |
| ・就労継続支援(B型)事業所の工賃の平均額 | 10,575円(月額) |

《設定の考え方》

就労移行支援事業等の日中活動系サービスを利用して企業等での一般就労に移行する人の目標は、国・府の指針では令和3年度実績の1.28倍以上(事業別では就労移行支援は1.31倍以上、就労継続支援はA型1.29倍以上、就労継続支援B型は1.28倍以上)としており、本市は就労移行支援83人、就労継続支援A型10人、就労継続支援B型6人(計

【資料4】

99人)を目標値として設定します。また、就労移行支援事業所について、利用終了者で一般就労に移行した人の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることとしており、本市も同じ目標を設定します。

就労定着支援事業の利用者数の目標は、国・府指針では令和3年度末の1.41倍以上としており、本市は84人を目標値として設定します。また、就労定着率について、令和8年度の利用終了後の一定期間の定着率が7割以上の事業所を25%以上とすることとしており、本市も同じ目標を設定します。

あわせて、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制を構築するため、協議会に就労支援部会等を設けて取り組むこととしており、本市は自立支援協議会の就労支援部会での取組を引き続き推進します。

また、府は独自の成果目標として、就労継続支援(B型)事業所の令和8年度の工賃の目標値を管内の事業所の令和3年度の工賃実績に基づいて市町村が設定することとしています。本市では、市内事業所の令和3年度の工賃実績が9,614円であることから、市などによる優先調達等も積極的にいながら、工賃を10%高め、平均で10,575円とすることを目標値として設定します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

《数値目標等》(令和8年度末まで)

・児童発達支援センターの設置数	3か所
・保育所等訪問支援を実施する事業所数	7か所
・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	2か所
・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3か所
・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
・医療的ケア児等コーディネーターの配置数	2人

《設定の考え方》

障害児への重層的な地域支援体制を構築するため、国・府の指針では、市町村又は圏域に児童発達支援センターを1か所以上設置することとしています。本市は指定管理者制度で運営している市立あかつき・ひばり園を児童発達支援センターとしており、継続して事業を実施します。また、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を提供できるよう、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に努めることとしています。本市では自立支援協議会に障害児部会を設置しており、児童発達支援センターの中核的機能も活かした取組を推進します。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所について、府は、府が示す参考値以上の事業所を設置することとしています。本市では令和5年度現在で該当する児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が3か所設置されており、継続して確保するよう取り組みます。

【資料 4】

医療的なケアが必要な子どもへの支援を推進するため、国・府の指針では、医療的ケアを要する重症心身障害児者等に関する関係機関の協議の場を設置・活性化することとしています。また、医療的ケア児等コーディネーターを福祉関係、医療関係で各1名以上、地域の実情に応じて配置することとしています。本市は平成30年度に自立支援協議会に医療的ケア児支援検討会を設置しており、一層の活性化を図ります。また、医療的ケア児等コーディネーターも令和5年度現在で2人（福祉関係1人、医療関係1人）が配置されており、自立支援協議会等を通じて連携しながら活動を推進します。

（6）相談支援体制の充実・強化等

《取組目標》（令和8年度末まで）

- | | |
|--------------------------|----|
| ・ 基幹相談支援センター | 設置 |
| ・ 地域の相談支援体制を充実・強化する体制の確保 | 実施 |
| ・ 個別事例の検討とサービス開発等を行う取組 | 実施 |

《設定の考え方》

相談支援体制の充実・強化等を図るため、国・府の指針では、基幹相談支援センターをすべての市町村に設置するとともに、関係機関等と連携して地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保することとしています。本市は平成27年度に基幹相談支援センターを設置し、委託相談支援事業所等とも連携して自立支援協議会の事務局機能を担い、地域づくりや相談支援体制の充実・強化に努めており、委託相談支援事業所との連携も強化しながら、一層の取組を推進します。

また、協議会で個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組ができる体制を確保することとしており、自立支援協議会の相談支援部会で開催するよう取り組みます。

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《取組目標》（令和8年度末まで）

- | |
|---------------------------------------|
| ・ 支給決定や審査の担当職員が、府の連絡会や各種研修に参加してスキルアップ |
| ・ 障害者自立支援審査支払システムの審査結果を事業者連絡会等を通じて共有 |

《設定の考え方》

障害福祉サービス等の質を向上させるため、国・府の基本指針では、市町村が不正請求の未然防止等のため報酬の審査体制の強化等に取り組むこととしています。

指針に基づき本市は上記の目標を設定し、取組を推進します。

4. 成果目標を実現するうえでの【活動指標】

国・府の指針等では、【成果目標】を達成するための【活動指標】となるサービスや事業の量を見込むこととしており、国・府が示した【成果目標】に対応する【活動指標】を以下のように定めます。

なお、本市が独自に設定した【成果目標】については、年度ごとに作成する「計画推進シート」で具体的な取組を定め、P D C Iサイクルで推進していきます。

(注) 国で制度の内容等が検討中の事業もあり、今後、変更する可能性があります。

(1) 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込量

自立支援給付（介護給付・訓練等給付）による障害福祉サービスと児童福祉法に基づく障害児通所支援等を障害児福祉計画（第1期計画）・障害児福祉計画（第2期計画）での利用実績や新たなニーズを踏まえた、次の見込量に基づいて推進します。

なお、障害福祉サービスの対象である難病の人（障害のない人）や強度行動障害、高次脳機能障害、重度の視覚障害のある人、医療的ケアを必要とする人を区分した見込量は推計していませんが、支援が必要な人の把握に努めるとともに、各々のニーズを踏まえたサービス提供を推進します。

① 訪問系サービス・短期入所

自宅での介護・家事援助や外出時の支援などを行う訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援が市内・市外の事業者によって提供されています。

今期も、各サービスをニーズに応じて提供できるよう、N P O法人や営利法人等も含めた多様なサービス事業者とヘルパー等の従事者の確保を図るとともに、重度の障害や強度行動障害、高次脳機能障害、医療的なケアが必要な人などへの対応なども含めたスキルアップを支援します。

介護者が病気などで自宅での介護ができないときや介護者の休息などのために施設に宿泊して介護を行う短期入所は、市が設置し指定管理者制度で運営している短期入所施設「大谷の里」を含め、市内・市外の事業者によって提供されています。また、地域生活支援（拠点）システムでの取組として、短期入所を活用した「体験宿泊プログラム事業」も実施しています。

今期も、各事業所の受入体制の拡充、グループホームへの併設などにより、受け皿を増やすための取組を推進します。

【資料 4】

【訪問系サービスの見込量】（1 か月あたり）

[上段：時間 下段：人]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	身体障害者	5,797	5,865	5,933
		171	173	175
	知的障害者	3,270	3,360	3,450
		146	150	154
	精神障害者	5,305	5,426	5,548
		349	357	365
障害児	402	423	444	
	19	20	21	
合計	14,774	15,074	15,375	
	685	700	715	
重度訪問介護	身体障害者	4,042	4,152	4,261
		37	38	39
	知的障害者	928	1,113	1,299
		5	6	7
	精神障害者	58	73	87
		4	5	6
合計	5,028	5,338	5,647	
	46	49	52	
同行援護	身体障害者	1,785	1,809	1,834
		73	74	75
	障害児	0	0	0
		0	0	0
合計	1,785	1,809	1,834	
		73	74	75
行動援護	知的障害者	842	891	941
		34	36	38
	精神障害者	11	17	22
		2	3	4
	障害児	55	69	83
		4	5	6
合計	908	977	1,046	
	40	44	48	
重度障害者等包括支援	身体障害者	888	928	968
		4	4	4
	知的障害者	560	580	600
		2	2	2
	合計	1,448	1,508	1,568
		6	6	6

【短期入所の見込量】（1 か月あたり）

[上段：日 下段：人]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	身体障害者	356	362	368
		56	57	58
	知的障害者	969	1,001	1,034
		149	154	159
	精神障害者	29	34	38
		7	8	9
	障害児	133	147	162
		28	31	34
	合計	1,487	1,544	1,602
		240	250	260

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、介護給付として生活介護、療養介護、また、訓練等給付として自立訓練（機能訓練・生活訓練（宿泊型を含む））、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援が、市内・市外の事業者によって提供されています。なお、市内には自立訓練（機能訓練）の事業所はなく、市外の事業所が利用されています。

今期も、支援学校を卒業する人や福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人などの日中活動の場としてニーズに応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保を図ります。また、一般就労の開始時に勤務時間を増やしていく段階や復職を目指すときなどに一時的に就労継続支援事業等を利用できる制度に対応できるよう、事業者等と連携して取り組みます。

また、就労アセスメントの手法を活用して希望や適性にあった就労先の選択を支援する就労選択支援事業を令和7年10月から実施するよう、事業者の確保を図ります。

あわせて、各事業所において、重度の障害や強度行動障害、高次脳機能障害がある人、医療的ケアが必要な人などへの支援や、利用者の高齢化への対応を進めていくよう、従事者の確保やスキルアップ、施設・設備の整備などの取組を推進します。

【日中活動系サービスの見込量】（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	身体障害者	2,888	2,924	2,960
		160	162	164
	知的障害者	10,556	10,617	10,678
		520	523	526
	精神障害者	639	690	742
合計	14,291	14,444	14,597	
自立訓練（機能訓練）	身体障害者	11	11	11
		1	1	1
	知的障害者	0	0	0
		0	0	0
	精神障害者	39	52	65
合計	50	63	76	
自立訓練（自立訓練）	身体障害者	54	54	54
		3	3	3
	知的障害者	300	343	386
		21	24	27
	精神障害者	374	384	394
合計	728	781	834	
		62	66	70

【資料4】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	身体障害者	277	329	381
		16	19	22
	知的障害者	657	675	692
		38	39	40
	精神障害者	1,645	1,698	1,750
合計	2,579	2,702	2,823	
就労継続支援（A型）	身体障害者	630	670	709
		32	34	36
	知的障害者	938	956	975
		50	51	52
	精神障害者	1,765	1,853	1,942
合計	3,333	3,479	3,626	
就労継続支援（B型）	身体障害者	750	799	848
		46	49	52
	知的障害者	5,128	5,321	5,515
		265	275	285
	精神障害者	3,749	3,881	4,013
合計	9,627	10,001	10,376	
就労選択支援	[人]	—	77	162
就労定着支援	[人]	84	90	96
療養介護	[人]	25	25	25

③ 居住系サービス・地域生活支援（拠点）システム等

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援と、グループホームや入所施設などから出てひとり暮らしを希望する人を相談などで支援する自立生活援助が、市内・市外の事業者によって提供されています。

今期も、福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人、障害児施設から地域移行する人、家族から独立して生活する人、いわゆる“親なき後”の生活の場などのニーズに対応するよう、日中サービス支援型共同生活援助も含めた施設の整備や世話人の確保に向けた取組を推進します。また、グループホームで地域でのひとり暮らし等を希望する人への支援も行うよう、事業者の取組を支援します。

あわせて、安定して事業が運営できる適正な報酬体系とするよう、引き続き国に要望するとともに、重度の人のニーズへの対応なども含めたグループホームの整備などを推進する方策を検討します。

第7期計画では、地域生活支援拠点等の設置箇所数、コーディネーターの配置人数、機能の充実に向けた検証・検討の実施回数について、活動指標を定めることとされました。本市は平成30年度から面的整備の手法での地域生活支援（拠点）システムの整備を推進しており、基幹相談支援センターにコーディネーターを配置し、自立支援協議会の全体会で毎年検証・検討を行いながら、効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築を含む、機能の充実を図っていくこととします。

【居住系サービスの見込量】（1か月あたり）

[人]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	身体障害者	17	18	19
	知的障害者	290	305	320
	精神障害者	88	93	98
	合計	395	416	437
施設入所支援	身体障害者	25	25	25
	知的障害者	86	86	86
	精神障害者	0	0	0
	合計	111	111	111
自立生活援助	身体障害者	1	2	3
	知的障害者	3	5	7
	精神障害者	6	7	8
	合計	10	14	18

【地域生活支援（拠点）システムに関する取組の見込量等】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
検証・検討の実施回数	6回	6回	6回

④ 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

サービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングを行う計画相談支援、地域生活に移行する人などを支援する地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）は、市内・市外の事業者によって提供されています。

サービス等利用計画の作成は、相談支援専門員による計画相談支援に加え、サービス利用者が自ら作成するセルフプランでも行われていますが、必要な人が計画相談支援を利用できるよう、事業所と相談支援専門員の確保に向けて、自立支援協議会の相談支援部会等とも連携して取り組みます。また、セルフプランの充実を図るよう、福祉事務所や委託相談支援事業所等による支援を行っていきます。

第7期計画では、相談支援体制の充実・強化を図るため、自立支援協議会で個別事例の検討を通じて地域のサービス基盤の開発・改善を行うことなどを活動指標として定めることとされました。本市では市と委託相談支援事業所が協働して基幹相談支援センターを運営しており、主任相談支援専門員等の体制を確保しつつ、自立支援協議会の相談支援部会などを通じて、相談支援体制の充実に向けた取組を継続して推進します。

【相談支援の見込量】（1か月あたり）

[人]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	身体障害者	84	94	104
	知的障害者	240	260	280
	精神障害者	217	227	237
	障害児	4	5	6
	合計	545	586	627
地域移行支援	身体障害者	2	3	4
	知的障害者	3	4	5
	精神障害者	3	4	5
	合計	8	11	14
地域定着支援	身体障害者	4	6	8
	知的障害者	4	6	8
	精神障害者	4	6	8
	合計	12	18	24

【相談支援体制の充実・強化のための取組の見込量等】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター		設置	設置	設置
相談支援事業者に対する助言・指導		6件	6件	6件
相談支援事業者の人材育成の支援		6件	6件	6件
相談機関との連携強化の取組		6回	6回	6回
個別事例の支援内容の検証		6回	6回	6回
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員		4人	4人	4人
相談機関との連携強化の取組		6回	6回	6回
自立支援協議会での事例検討	実施回数	1回	1回	1回
	事業所数	16事業所	16事業所	16事業所
自立支援協議会の専門部会	設置数	1	1	1
	開催回数	1回	1回	1回

⑤ 障害児通所支援・障害児相談支援

障害児通所支援は、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援が、児童発達支援センターや市内・市外の事業所によって提供されています。また、障害児相談支援も児童発達支援センターや市内・市外の事業所で実施されています。

今期も、児童発達支援センターが乳幼児期の療育のセンター的機能を発揮して関係機関等や事業所等への専門的な支援を行いながら、ニーズに応じた支援を行うための事業所や従事者、相談支援専門員を確保するとともに、重症心身障害、強度行動障害、難聴、医療的ケアなどの専門的な支援ニーズ等にも対応するためのスキルアップに事業者と連携して取り組みます。

また、医療的ケアが必要な障害児の支援を推進するため、関連分野の支援を調整するコーディネーターを継続して配置します。

【障害児支援サービスの見込量】（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援		2,014	2,047	2,081
		232	236	240
放課後等デイサービス		7,473	7,718	7,963
		610	630	650
保育所等訪問支援	[回/人]	46	47	51
		34	36	38
居宅訪問型児童発達支援	[回/人]	3	4	5
		2	3	4
障害児相談支援		78	83	88
医療的ケア児等 コーディネーター	福祉関係 [人]	1	1	1
	医療関係 [人]	1	1	1

【資料4】

障害児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画と調和を保ちつつ、障害のある子ども利用ニーズを踏まえた利用量を見込むこととしています。本市では「第2期寝屋川市子ども・子育て支援計画」で具体的施策の方向として「障害児支援の充実」を掲げており、一人ひとりの状況を的確に把握し、ニーズに応じた支援を推進するよう、子ども・子育て支援計画と連動させて取り組みます。

⑥ 発達障害者等に対する支援

発達障害を早期に発見し適切な支援つなぐうえで重要な家族への支援を推進するためのペアレントプログラム等の支援プログラムとして、本市では、児童発達支援センターが地域の保護者交流会を実施するとともに、当事者団体によるサポート手帳の学習会などが行われています。

今期も子育て支援や教育などの分野と連携し、保護者の支援スキルの向上や子育てに難しさを感じる保護者同士のコミュニケーションの支援を推進します。

【発達障害者支援の見込量】（年）

[人]

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援プログラム等の受講者数	8	8	8
支援プログラム等の実施者数	1	1	1
ペアレントメンターの人数	0	1	2
ピアサポート活動への参加人数	12	12	12

⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、本市では平成30年度から自立支援協議会の精神障害者部会会議と連動させて協議の場を設置し、関係機関等での情報共有や課題解決に向け協議を行っています。

今期も目標の設定や評価等も行いながら、精神障害者部会のワーキング会議やサブワーキングなどでの協議や協働を通じて、精神障害のある人の地域生活を支援するための取組を推進します。

【資料4】

【地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の見込量等】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	1回
協議の場の参加者数	保健分野	4人	4人	4人
	医療分野	6人	6人	6人
	福祉分野	11人	11人	11人
	介護分野	0人	0人	0人
	当事者	0人	0人	0人
	家族	0人	0人	0人
	その他	0人	0人	0人
協議の場での目標設定		実施	実施	実施
協議の場での評価の実施回数		1回	1回	1回
(再掲) 精神障害者の	地域移行支援	3人	4人	5人
	地域定着支援	4人	6人	8人
	共同生活援助	88人	93人	98人
	自立生活援助	6人	7人	8人
	自立訓練(生活訓練)	38人	39人	40人

⑧ 障害福祉サービス等の質の向上に資する制度の理解や適切な事務の推進

市や事業者などの職員が障害者総合支援法の内容を理解し、適正な報酬請求等を行って事務負担を軽減することで、サービス提供などに注力して質を向上するとともに、適切なサービス利用を図るため、本市では、指導監査課の担当職員が大阪府の連絡会に参加して困難事例等の共有を行うとともに、ケースワーカーが府などの各種研修に参加してスキルアップを図っています。

今期も研修に積極的に参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業者連絡会等を通じて共有するよう、取組を推進します。

【サービスの質を向上する取組の見込量等】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種研修の年間参加人数		2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	体制	設置	設置	設置
	年間実施回数	1回	1回	1回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制	設置	設置	設置
	年間共有回数	1回	1回	1回

(2) 地域生活支援事業の内容と見込量

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業について、本市では、《必須事業》として位置づけられた事業と市が判断して実施する《任意事業》を、次のように実施します。

《必須事業》

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人の生活などへの理解を深めるため、広く市民に向けた研修や啓発を講演会や交流の機会となるイベント等を通じて実施します。

また、パンフレットやホームページなどによる広報活動も実施します。

② 自発的活動支援事業

障害のある人や家族などが、生活の向上や社会参加のために自発的に行う当事者活動を支援するとともに、障害者を支援するボランティアの養成を社会福祉協議会等とも連携して推進します。

③ 相談支援事業

[基幹相談支援センター]

障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターでは、市と障害者相談支援事業を委託する事業所が連携して、「総合相談・専門相談」、「地域移行・地域定着の支援」、「地域の相談支援体制の強化」、「権利擁護・虐待防止」の4つの機能に基づく事業を推進します。

[基幹相談支援センター等機能強化事業]

地域移行や権利擁護・虐待防止の取組、専門的な指導・助言や人材育成への支援に関する業務を4か所の相談支援事業所に委託し、基幹相談支援センターの事業実施体制を強化します。

[障害者相談支援事業]

障害のある人や介護者・支援者などからのさまざまな相談に応じ、社会資源の活用などによる生活や権利擁護などへの支援を行う事業を基幹相談支援センター等機能強化事業とあわせて4か所の相談支援事業所に委託して実施します。

[住宅入居等支援事業]

地域で自立した生活を送るための賃貸住宅への入居などに関する支援を委託相談支援事業所で実施します。

[障害児等療育支援事業]

在宅の障害児等を訪問し、療育に関する相談や指導を行う事業を、児童発達支援センター等が連携して実施します。

[自立支援協議会]

「公」と「民」の連携による障害者支援の推進体制を強化するとともに、相談支援事業の効果的かつ中立・公正な実施を推進するよう、基幹相談支援センターが事務局機能を担い、自立支援協議会を運営します。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援するよう、申立に関する経費や後見人等の報酬などの費用を補助する事業を親族等による申立が困難な場合に市長が申立を行う制度と連動させて実施します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

後見人等の担い手のひとつとしての法人後見を実施する体制について、地域福祉計画に基づく成年後見制度の利用促進のための取組などとも連動して検討します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するよう、手話通訳者、要約筆記者の派遣、福祉事務所への手話通訳者の設置を実施します。

また、夜間、休日の緊急時に手話通訳者の派遣を行う緊急時手話通訳者派遣事業を実施するとともに、重度の障害で入院時に意思疎通に支援が必要な人に対して支援を行う重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業を重度訪問介護とも調整を図りながら実施します。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害等がある人の日常生活や社会生活を支援するよう、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を養成するための研修を実施します。

⑧ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を利用者のニーズを踏まえて効果的に行っていくよう検討を行いながら、実施します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人の自立生活や社会参加を促進するよう、市内・市外の事業者
に委託して個別支援型、グループ支援型のサービスを実施します。また、車両移送型の
サービスについては社会福祉協議会に委託して実施します。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人の日中活動の場として、精神障害者への相談支援や理解促進などをあわ
せて行うⅠ型と社会生活に関する訓練などを行うⅡ型を身体障害者福祉センター、東障
害福祉センターで実施するとともに市内の事業者に委託して実施します。

⑪ 専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業

聴覚や言語機能に障害がある人の自立した日常生活、社会生活を支援するため、障害
者福祉の概要や手話通訳者・要約筆記者の役割・責務等を理解するとともに、基本技術
を習得した手話通訳者・要約筆記者を養成するための研修を大阪府と共同で実施します。

また、視覚と聴覚に障害がある盲ろう者のための通訳や介助を行う人、失語症の人の
意思疎通を支援する人を養成する研修も大阪府と共同で実施します。

⑫ 専門性の高い意思疎通支援者派遣事業

盲ろう者のコミュニケーションや移動等の支援を行う通訳・介助員の派遣、失語症の
人の意思疎通を支援する人の派遣を行う事業を大阪府と連携して実施します。

⑬ 精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉の関係
者の情報共有や協議を行う場を設置する事業を自立支援協議会の精神障害者部会会議と
連動させて実施します。

《任意事業》

① 日常生活支援

[福祉ホーム事業]

常時の介護や医療を必要としない人の生活の場としての福祉ホームの提供を事業者
に委託して実施します。

[訪問入浴サービス事業]

自宅での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問してサービスを提供する事業を事業
者に委託して実施します。

[日中一時支援事業]

介護者の一時的な休息なども目的として日中活動の場を提供するよう、事業者に委託して実施します。

② 社会参加支援

[障害者スポーツ・レクリエーション大会、障害者ボウリング大会開催事業]

障害のある人のスポーツを振興し、スポーツを通じて社会参加を促進するよう、大会の開催や参加への支援等を実施します。

[点字・声の広報発行事業]

視覚障害がある人への情報提供として、「広報ねやがわ」を音訳した「声の広報」や「点字広報」の配付を実施します。

[点字等養成講習会]

視覚障害がある人への理解を深め、点字に関するボランティア活動を推進するための講習会を実施します。

[自動車改造助成事業]

重度の障害のため就労などに自動車が必要な人が、障害に適応した改造を行う際の経費の一部を補助する事業を実施します。

③ 権利擁護支援

[障害者虐待防止センター事業]

障害者虐待の未然防止や早期発見を推進するとともに、相談や通報への迅速な対応と適切な支援を行うよう、基幹相談支援センターと連携して運営します。

④ 就業・就労支援

[更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業]

更生訓練（就労移行支援、自立訓練）を受けている人の自立を促進するよう、更生訓練費と就労支度金の給付を実施します。

【資料4】

【地域生活支援事業の見込量等】

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業			実施	実施	実施
自発的活動支援事業			実施	実施	実施
相談支援事業	基幹相談支援センター		実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施
	障害者相談支援事業		4か所	4か所	4か所
	住宅入居等支援事業		実施	実施	実施
	障害児等療育支援事業		1か所	1か所	1か所
成年後見制度利用支援事業			7人	7人	7人
成年後見制度法人後見支援事業			実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業		460件 920時間	480件 960時間	500件 1,000時間
	要約筆記者派遣事業		10件 20時間	11件 22時間	12件 24時間
	手話通訳者設置事業		2人	2人	2人
手話奉仕員養成研修事業			30人	30人	30人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具		15人	16人	17人
	自立生活支援用具		50人	55人	60人
	在宅療養等支援用具		55人	55人	55人
	情報・意思疎通支援用具		50人	52人	54人
	排泄管理支援用具		6,600人	6,700人	6,800人
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		2人	2人	2人
移動支援事業	身体障害者		18,948時間 84人	19,632時間 87人	20,304時間 90人
	知的障害者		67,212時間 209人	68,820時間 214人	70,428時間 219人
	精神障害者		7,896時間 44人	8,436時間 47人	8,976時間 50人
	障害児		3,024時間 27人	3,144時間 28人	3,252時間 29人
	合計		97,080時間 364人	100,032時間 376人	102,960時間 388人
	地域活動支援センター			3か所 200人	3か所 200人
専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業	手話通訳者養成研修事業	合格者数	(※1)20人	(※1)20人	(※1)20人
		講習修了者数	(※1)40人	(※1)40人	(※1)40人
	要約筆記者養成研修事業	合格者数	(※1)10人	(※1)10人	(※1)10人
		講習修了者数	(※1)20人	(※1)20人	(※1)20人
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業		(※1)30人	(※1)30人	(※1)30人
失語症者向け意思疎通者養成研修事業		(※1)5人	(※1)5人	(※1)5人	

【資料4】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門性の高い意思疎通支援者派遣事業	手話通訳者派遣事業	(※2) 460件 (※2) 920時間	(※2) 480件 (※2) 960時間	(※2) 500件 (※2) 1,000時間
	要約筆記者派遣事業	(※2) 10件 (※2) 20時間	(※2) 11件 (※2) 22時間	(※2) 12件 (※2) 24時間
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	(※1) 10,825件 (※1) 43,300時間	(※1) 10,825件 (※1) 43,300時間	(※1) 10,825件 (※1) 43,300時間
	失語症者向け意思疎通者派遣事業	(※1) 2件 (※1) 6時間	(※1) 2件 (※1) 6時間	(※1) 2件 (※1) 6時間
精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業		1回	1回	1回
《任意事業》	訪問入浴サービス事業	760回	780回	800回
	日中一時支援事業	3,500回	3,500回	3,500回
	自動車改造助成事業	3件	3件	3件

(※1) 大阪府と共同で実施するため、府全体での人数を示しています。

(※2) 意思疎通支援事業の手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の見込量に含みます。